

平成23年度環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会
第2回 会合

日時：平成23年12月15日(木) 14:00~17:00

会場：航空会館 7階 702+703会議室

1. 開会
2. 本日の検討項目
 - (1) 第1章 環境報告の考え方 について
 - (2) 第2章 環境報告の基本指針 について
 - (3) 第3章 環境報告の記載枠組み について
 - (4) 第4章 環境報告の基本的事項 について
3. 今後の予定
4. 閉会

配付資料

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 環境報告ガイドライン(検討資料)

参考資料1 事業者意識調査の結果(速報)

「環境情報の利用促進に関する検討委員会 第2回 資料5」

参考資料2 環境報告ガイドライン(2007年版)

参考資料3 企業の環境情報のあり方について(中間報告)

参考資料4 平成22年度 企業の環境情報開示の実態に関する調査業務報告書

1. 開会

事務局・熊久保

それでは、定刻になりましたので、ただ今より、平成23年度環境報告ガイドライン改訂に関する検討委員会 第2回会合を開催いたします。本日は年末のお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会進行はみずほ情報総研の熊久保が務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、トヨタ自動車の西堤委員、それからキヤノンの古田委員、ご欠席のご連絡をいただいています。

まず、開催にあたりまして、環境省総合環境政策局 環境経済課 猿田課長補佐よりご挨拶をお願いいたします。

環境省挨拶

環境省・猿田課長補佐

失礼いたします。環境省・環境経済課の猿田と申します。よろしくお願いいたします。本日もご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の内容ですが、第1回目の検討委員会でご議論いただきました基本方針と、それから環境経営に関する重要な事項等をまとめまして、ガイドラインの中で基本となる部分について、今回はご議論いただくということで、第4章までの部分について、特にご議論の対象とさせていただきたいということで、お願いしたいと思います。ワーキングの方では1回、議論していただいていますけれども、また新たな目で、幅広い視点で、いろんな活発なご意見をいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

事務局・熊久保

資料確認

続きまして本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の右上に「資料1」という番号が付いています。「議事次第」というタイトルがついていますが、この下の方に配布資料ということで、資料1 議事次第、それから資料2 委員名簿、資料3 ガイドラインの検討資料、というふうな形でまとめています。それ以外に下に並べていますような参考資料があります。もしお手元にないようであれば、ご連絡いただければと思います。

また、資料2につきまして、1点修正がございます。上から3番目、加藤委員のご所属が、「株式運用部」となっていますが、組織の名前が変わられて、「資産運用部」という名称になられたということです。修正のほど、よろしくお願いいたします。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

さて、それでは、本日の議事ということで、この今の資料1の上段の部分、大きな流れです。まず今、「開会」ですが。続きまして「検討項目」といたしまして、1章から4章ま

で、先ほど猿田課長補佐からご案内ありましたが、1章から4章までの検討というふうな形になっています。それから「今後の予定」、「閉会」、というふうな形で進めさせていただければと思います。

なお、以降の進行は、上妻委員長に進行をお願いしたいと思います。それでは先生、よろしく願いいたします。

2. 本日の検討項目

上妻委員長

皆さん、こんにちは。第2回の検討会を迎えました。中身が非常に、たくさんありますので、なるべく効率的に時間を使って、成案を得るようにしていきたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

本日は、お手元の議事次第を見ていただきたいのですが、本日の検討項目は、この環境報告ガイドラインの改訂版の1章から4章までということで、前半1、2章をまず検討していただきまして、休憩を入れて、3章、4章、というふうに行きたいと思っています。

まず、前半は環境報告の考え方、それから基本指針、ということです。環境報告の理念についてまとめられている考え方の部分と、環境報告を作成する場合の基本的な原則を階層別に取りまとめたものが、基本指針として書いてあるわけですが、その部分について、事務局の方からご説明していただきまして、ご議論をいただきたいように思います。それではよろしくお願いいたします。

(1) 第1章 環境報告の考え方について 資料説明

(2) 第2章 環境報告の基本方針について 資料説明

資料説明

事務局（環境省・猿田補佐）

それでは、ガイドラインの方をご説明させていただきます。まず、目次のところをご覧いただけますでしょうか。前回ご説明させていただいた箇所との変更点ということで、少しご説明させていただきます。

まず、大きく変わりましたのが第2章です。第2章で、環境報告の基本指針ということで、前回ご説明させていただいた重要な事項も入れています。メインとして書いてあるのは一般原則ですが、そこに一般原則の部分と、環境経営に取り組む上での重要な視点、それを環境報告をしていただく上での参照ポイントとか、重要な参照ポイントとしていただく事項とか、そういう重要な項目については第2章の方で全てまとめています。

大きくは、第一部と第二部に分けました。第一部が、環境報告における基本ということで、今申し上げたような基本指針を含め、第1章に考え方、それから基本指針、そして枠組みといった3章の構成で、基本となる事項についてご説明していくということです。

第二部の方は、具体的な記載事項の規則的な部分と言いますか、従来の環境報告ガイドラインに沿った形ということになります。このように一部、二部構成にいたしました。

第1章で、前回ご説明した中で、「金融の役割と環境報告」ということも入っていたのですが、それにつきましては、金融の視点はいろんな項目の中にちりばめて記入をするということにいたしました。金融の動向も含めまして、そういうものは「序章」のところ少し書いていくということで考えています。ただ、「はじめに」と「序章」は、文章がまだ完成されていないのですけれども、そのような方向で今のところ考えています。

4章以降ですが、基本的な事項がありまして、それから5章に関して、全社的な環境配慮経営に関する事項について触れます。6章については、個々の環境負荷や環境配慮の行動等に関する状況を書いていく、というような感じで考えています。

今回ポイントとなるのはバリューチェーンのところですが、5章のところの「4.バリューチェーン管理の状況」というところで、特に焦点を当てて触れていく、ということを考えています。6章は、基本的には事業活動エリア内ということで、今のところ考えています。ただ、ワーキングの方ではまだそこまで、詳細についての議論はまだしてありませんので、そういうところも踏まえて、今申し上げたような方針で検討していく、というようなことで考えています。

目次については、その他は割愛させていただきます。

それから、「はじめに」と「序章」に、イメージ図が入っておりますが、前回ご説明させていただきました、経済と社会と環境的側面の3つの側面で考えていこう、説明をしていこうということで考えています。それから環境報告の位置づけですが、その事業活動の中、それに関する情報を環境視点で抽出していった情報、それが環境情報であって、その報告をするのが環境報告である、というようなことの説明になってくるだろうと思っております。

それから3ページ目以降、第一部のご説明です。4ページ目をご覧くださいませでしょうか。まず2007年版との違いといたしましては、「環境報告書の定義」とされていたものを「環境報告の定義」ということで、記載をしています。冒頭の文章がそれに該当します。「環境報告とは、事業者が事業活動に関わる情報のうち環境の視点で抽出した環境情報を基に、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容に関して公に報告するものです。」ということで、特にその全容について報告するものが環境報告である、ということにしています。

2つ目の段落ですが、「環境報告は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表形式や公表媒体に関わらず、環境情報により環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容を報告するためのすべての報告が含まれます。」ということで、その一部の情報だけ

ではなくて、対象範囲に関する取組や環境負荷の全容を説明するというものは、一応今回、環境報告ということで、我々がこのガイドラインで言う「環境報告」の中に含まれるということで考えています。

それから、「解説」のところ、環境報告書の名称ですが、これは、前と同じように考えています。環境報告が「CSR 報告書」であったり、「社会・環境報告書」であっても、一応このガイドラインの中では「環境報告書」とみなすことにします。環境報告が実施されている報告書であれば、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします、ということにしています。

それから、解説の 2 つ目ですが、環境報告の言葉の定義ですけれども、今言った「報告」については、環境報告をする報告書の名称はいろいろあると思いますけれども、それを「公表形式」という言葉で一応、説明をしています。それから「公表媒体」と下に書いてあるものですが、これは冊子とかウェブとかいろいろありますが、そういうメディアに関してそれを「公表媒体」というような言い方で統一をしています。

一番最後の解説は、これは 2007 年版と一緒に少し省略させていただきます。

5 ページ目ですが、基本機能ですが、これも四角の中は前回と一緒にです。解説のところを、少し割愛、スリム化をして書いています。解説のところだけ少し説明をいたしますと、一番最初の「コミュニケーションツール」に関しましては、第 1 段落目は、これは一緒にです。第 2 段落目ですが、これは、少しプレチャートレベルのところに入っていた文章ですが、コミュニケーションに関係する内容の方が強いだらうということで、少し前の方に持ってきました。内容としては変わっていません。

それから、の事業者の説明責任の部分につきましては、基本的には内容が一緒です。ただし、1 行目の一番左のところに、「自然資源を利用するとともに」というところだけは、少し文章を加えた程度です。

それから のステークホルダーの部分ですが、これは、いろいろステークホルダーの少し細かい説明が入っていたので、それを少し割愛した感じで……割愛というか、ステークホルダーの製品やサービスの選択とか、そういう「ステークホルダー」という名前で括っていたところを、少し細分化し、説明書きを加えた、という感じですね。それ以外の修正といたしましては、SRI とか、そういう金融に関して、結構細かく説明をされていたのですが、それは少し省略をいたしました。

それから 、 、 につきましては、基本的には変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

7 ページ目です。「環境報告と環境配慮経営」ということですが。前回ご説明させていただきましたとおり、「環境経営」について何かしらの定義をしたい、ということで考えております。「環境経営」というと捉え方によって、人によってだいぶ開きがあって、違いがあったりしますので、一応、真ん中にその「配慮」ということを入れまして、「環境配慮経営」ということでこのガイドラインでは言っていっただらうかということで書いています。

四角の中ですが、「環境報告において「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容」を記述することにより、「環境配慮経営の全容」を利用者に伝えることが可能になります。」ということで、関係をお示ししています。その2段落目で、定義として「環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う環境配慮等の取組を総称したものです。」ということで説明をしています。

その解説ですが、まず1つは「環境配慮経営」をなぜ使うのか、というようなことについて少しご説明をしています。社会的責任であるとか、用語を使用する意義というのか、環境報告が対象であるとか、環境政策が1つの目的であると、いったようなことについて少し書いてあります。

それから2つ目の解説ですが、これは環境的影響についてご説明をしたというものです。事業活動が外部に与える影響もあれば、外部のほうから自らが影響を受ける部分もあるとか、直接的な影響や他社が介在する間接的な影響であるとか、または関連する社会経済も含めて行われることが望まれます、といったようなことを書いています。そして、最後に、バリューチェーン全体を視野に入れてというようなことが書いています。

続きまして8ページ目です。方向性の部分ですが、これにつきましては重点事項として、中間まとめでもご議論いただきました内容について記載をしています。その他、変わったところが「ステークホルダーへの誠実な対応」というところです。前回、少しご説明させていただいたところですが、このように記載しました。この5つを今後の重点事項ということで、説明をしていきたいということです。

それにプラスして、なお書きで、組織体制とかバランスの構築が必要です、ということも触れています。ここの概要が、第2章の事業者の重要な視点のところに関連してくる、ということで考えています。

解説の部分ですが、1つ環境配慮経営の重点事項として、1段落目で責任が拡大していく傾向にありますと、可能性が有りますといったことや、2段落目で目指すべき方向性に向かって、そういう時間軸とか範囲とか戦略性とか、そういったものを1つの視点として入れているということです。これは、この検討会ではなくて、環境情報利用促進検討委員会での議論も反映させている内容です。～及び組織体制、ガバナンスが、全社的な経営全般にかかわる重要な事項とも考えられますといったようなこととか、その辺りの説明を3段落目で記載しています。参考につきましては、発展ステップということで中間まとめで書いたものを今のところは載せています。

9ページ目、解説ですが、の「ステークホルダーへの誠実な対応」のところだけ、変更があがっていますのでご説明させていただきます。環境の変化が複雑化しているといったことや、様々なステークホルダーの要請を真摯に受け止めて、重要な課題を的確に判断し、誠実に対応していく、そういう要請を経営に活かしていくということが必要です、というようなことを言っています。

それから 10 ページ目です。「ステークホルダーと環境報告」の説明です。この、四角の中ですが、まずステークホルダーにつきましては、中間まとめでも定義をしていますが、まずはステークホルダーについてしっかりと説明をしていくということで書いています。それから 2 段落目は、環境報告との関係性ということで書いています。

それから解説ですが、ステークホルダーと環境報告の利用者ということで、環境報告によって説明することや、相互理解が図られるといったこと。それから 2 つ目の段落では、要望が多様化しています、というようなことの説明をしています。3 段落目で、表示の仕方や開示する媒体等の複数の選択肢がありますので、事業者の皆様には、ステークホルダーの要請を勘案して、利用者のニーズに合った最適な形で情報を提供していくことが期待されます、ということで説明をしています。

次の解説ですが、これは個々のステークホルダーについての説明を少し、書き振りを見直しています。ステークホルダーが、どういうステークホルダーなのかといったことや、情報に関してどういう要請があるのかとか、関心があるのかとか、といったようなことも、これは少し簡単に触れる程度に記載したということです。11 ページの図は、これから作っていきたいと考えています。

12 ページ目にまいります。第 2 章です。第 2 章ですが、基本指針の構成といたしましては、「一般原則」と「重要な視点」と「環境報告を実施する上での留意事項」ということで、その 3 つになっています。「一般原則」は、「利用者にとって有用な環境報告が必ず備えるべき情報の特性」ということで、「これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となる」ということを書いています。「重要な視点」は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイント」ということです。「留意事項」に関しましては「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」ということについて、書いています。

13 ページ目ですが、まず一般原則に関しましては、最初の説明で、基本的な原則、それが「目的適合性」と「表現の忠実性」であるといったこと。それ以外につきましては、「補完的な原則」という説明をしています。

「目的適合性」に関しましては、まず、その四角の中にある 1 文目で、「環境報告が、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性がある」と判断した情報を、提供しなければなりません。」ということで、まず、利用者の意思決定に影響を与える可能性のある情報、まさに役立つ情報をしっかりと載せていってください、ということを書いてあります。特に、2 文目で、「具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。」と書いてあります。実際、具体的にどの情報を載せるかということに関しましては、事業者の方がいろいろ取捨選択をされると思うのですが、その取捨選択をしたときに、重要な情報といったものを載せないといったことがないように、ということで、「重要な情報についてはすべて網羅する必要があります」という説明をしています。

1 ポツ目のところは、可能性がある情報についての少し説明をいたしまして、2 ポツ目のところで、重要性の判断による記載事項の決定ということで、今、簡単にご説明しましたが、実際に事業者の方がどういう情報を載せるか、というところに、これを、重要性の判断で書くべきことを決定...考えていくのだ、ということで書いています。「可能性がある」というよりも、むしろ「重要な情報とは」ということで、「利用者の意思決定に実際に影響を与える情報です」と。その実際に影響を与えるのはどういう情報なのか、といったことを、いろいろこう、試行錯誤しながら考えていかれるのだと思うのですけれども、そういうことのプロセスの説明ということを書いています。「特定の情報が開示されずに、または元の「事象」の規模が適切に表示されていないことで、「利用者の意思決定に実際に影響を与える」ならば、その情報は重要な情報に該当します。」というようなことが、2 段目に書いています。

3 段落目におきましては、個々の情報によって異なっていますので、あらかじめ一律に定めることができません。4 段落目で、「そのため、特定の情報が重要な情報に該当するかどうかは、情報が表現している元の「事象」の内容や規模を勘案して、事業者が個別に判断しなければなりません。」ということを書いています。

それ以降は、それから下の段落ですが、上の1 ポツ目の「可能性がある情報」との関連性ということに、少し触れています。まず、自らが重要であると判断した情報をしっかりと載せていく、その場合に自らの判断も完全でない可能性もありますので、ステークホルダーにとっては重要であると考えられる情報というものを、対応を通じて勘案しながら、「可能性のある情報」というものを決定してください、ということになっています。その下の段落も同様の説明をしています。

14 ページ目ですが、3 ポツ目でそのような記載事項の決定プロセスにつきましては、報告方針等で説明をしてください、といった内容になっています。4 ポツ目ですが、これは第二部の方との関連ということで記載をしたものです。基本的には代表的な情報・指標を参考として列挙したものです。言い方について、2007 年版と少し変えているのですけれども、「記載が必要な情報・指標」と、もう1つは「重要性により記載が必要となる情報・指標」というような分け方で、指標を書いていくということで考えています。これについても、具体的な指標の検討を考えていきたいと思っています。

先ほどご説明した「重要な情報」では、一般的な重要な情報に該当するといったものが、記載が必要な情報に列挙されるということになっています。それ以外のものにつきましては、個々の事業者の重要性によって記載が必要となってくるような情報というものを、参考情報というものを、指標を載せていくということで考えています。一応、少し考え方の整理を変えていますので、2007 年度版と項目名を変えていきたいということで考えています。

あと、「表現の忠実性」ですが、これは(1)の「目的適合性」でどのような情報を載せているか、どのように載せていくかということの説明です。環境報告では忠実に表現しなければ

ばなりません。その3つの特性として、「完全性」と「中立性」と「準拠性」と説明した内容が非常に重要になってきます。

1ポツ目のところの「表現の忠実性」についての説明、元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりませんといったことや、特性の3つがありますといったこと。2ポツ目で「完全性」についての説明があります。これは、2段落目の「例えば」で書いてあるのですけれども、全社的な状況を集合的に報告するだけではありません。しっかりと忠実に、利用者がこの事象を正しく理解できない、ということもありますので、そういう場合は地域別の情報といったものも載せる必要がありますね、といった内容が書いてあります。それから、15ページ目、3ポツ目ですが、これは「中立性」の説明ということで、偏りのない情報を出していただくということです。4ポツ目が「準拠性」のところですが、これは採用する作成方法、算定方法、それを適切に選択して、定められた手順通りに適用して、情報の作成プロセスに誤りがないようにすること。その必要があるということと、その場合に算定結果とあわせて、算定方法も開示する必要があるということを書いてあります。

それから「比較可能性」、次の「理解容易性」、「検証可能性」、「適時性」については、基本的には前のものとそれほど変わっておりませんので、少し説明を割愛させていただきたいと思います。

続きまして18ページ目です。先ほどより説明しているとおりでありますが、1つ目が「経営者の主導的関与」ということで、特にコミットメントの説明的な感じになっています。説明責任と、それからコミットメント、その実行についての明言が必要であるということ、主導的な役割を果たしていただくようにという内容が書いてあります。

それから2つ目の「戦略的対応」です。これにつきましても、リスクと機会とそういったこととの関連で、事業戦略について組み込まれている場合には説明をしていただく、ということを書いてあります。で、あわせて背景情報も一緒に関連付けて書くことが必要だと述べています。

それから、「組織体制とガバナンス」の話が次に記載されています。説明は省略させていただきます。20ページには「ステークホルダーへの対応」、あと「バリューチェーン志向」ということで一応ご説明をしています。

22ページ目ですが、「留意事項」に関しましては、対象範囲と対象期間の明確化ということで、基本的には2007年版に沿った形で書いてあります。例えば解説の1ポツ目の対象範囲の明確化であれば、2段落目に「捕捉率も開示することも有用です」といったことで、開示を図っていきたい、促進していきたいと考えています。あと、「前回の環境報告と対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いを説明し、経年での比較可能に配慮することが望まれます」ということも記載しています。

それから2ポツ目ですが、「対象期間の明確化」ということで、2つ目の段落で、財務会計と一致ということが望ましいということで、それと異なる場合は対象期間を明記していただきますということにしています。

それから「公表媒体」につきましては、相互参照が容易になるような工夫が必要です、ということで、ウェブなんかを使った場合、全体像がしっかりわかるように配慮して、わかりやすいように変えていってくださいという説明になっています。23 ページ目では、今のような2ポツ目に説明があり、3ポツ目ではウェブを利用する場合の留意点ということで、特に重要だと思われるその3つについて記載をしています。アクセス容易性と、一覧性と、規則性の話を書いています。

それから3番目で、「KPIの決定」ということで、数値情報が重要である、ということにしています。

あと、25 ページ目以降は、3つ解説がございます。詳細については割愛させていただきますが、目的適合性の簡易な形での説明というようなことで、重要な情報はしっかり書いていってください、というような話を書いています。

それから26 ページ目は、バリューチェーン志向のお話です。バリューチェーンとはいったい何なのかとか、これからバリューチェーン志向が重要であるというようなことを書いてあります。

それから27 ページ目は、KPI のこと、スコープの話を書いています。

上妻委員長

はい、それでは早速、今の説明を踏まえまして、ご議論、ご質問等お受けいたします。まだ残り半分というか、6割ぐらいが、後半残ってしまっていて。今後の検討会で皆さんに叩いていただくことになるのですが、それを考えますと、そんなに時間があるわけではありませぬので、なるべく早い段階でできたところから成案にしていきたいというふうに思っています。そのため、修正等についてご指摘いただく場合には、どういうふうに直したらいいかということのお知恵も少し拝借できればありがたいと考えています。

(1) 第1章 環境報告の考え方について 討議

それではまず、第1章について、参りたいと思います。第2章の方は少し時間がかかると思いますので、第1章から入りたいと思いますが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。その際には、ネームプレートを立てていただいて、発言順位を決めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。では、國部委員、お願いします。

國部委員

環境配慮経営のところについて。「環境配慮経営」という言葉自身は、いいとは思いますが、その後の英語が「Environment Oriented Management」と書かれているのですけれども、このような英語表現は一般的なのでしょうか。私は見たことがないもので。わざわざ

ざ英語を入れる必要があるのかな、というのが1つです。

それから、環境配慮経営の定義のところ、「このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは…」の最後に、「環境配慮等の取組を総称したもの」と書いてあるのですが。私、ISOの仕事とかしていると、定義するときに、定義される用語を使って定義してはいけない、というルールがあると認識しています。別にそれ、採用しなくてもいいのですが、「環境配慮経営とは、環境配慮である」というのは、言葉がかぶっているのでおかしいように感じます。これは「バリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものである」といった表現で十分。その前にも、「環境影響に関する社会的・経済的影響を削減・管理するために」と書いていますから、これがもう「環境配慮」という意味だと思います。「環境配慮等の」は要らないと考えます。その2点についてお願いします。

上妻委員長

はい、ごもっともだと思います。英文については、取ってもいいですね？

環境省・猿田課長補佐

はい。英文に関しましては、取っても大丈夫です。ただ、いずれ英訳をしようと思っています。

國部委員

英訳はね、まあ、考えていただいてもいいのですけれども。

環境省・猿田課長補佐

そうです、そのときの。はい。

上妻委員長

それから、「環境配慮等」を取る、というのも、まあ、妥当なご指摘だと思いますので。取ってもいいですか。

環境省・猿田課長補佐

はい。

上妻委員長

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。富田委員、お願いします。

富田委員

ええとですね、いくつかある。まず1つがですね、1章に何箇所か出てくる、「全容」です。「取組状況の全容」という言葉や「環境配慮経営の全容」とかですね、全体、全体という話が結構出てくるのですが、2章に行きますと、どちらかというところの、何か、1章は全部何でも書いていなきゃいけない、というトーンなのですが、2章はどちらかという、いろいろその判断とかする際に、重要な事項をきちんと全部開示しろ、というような書きぶりになっていまして、トーンがやや違うかなと感じています。多分、正しくはこの2章のトーンの方が、言わんとしている部分だと思います。この1章は、冒頭から「全容」「全容」というと、もう何から何まで、端から端まで開示しなければいけないような印象があります。やはりある程度絞り込みといいますか、何らかの意思決定に必要な、重要な情報を、もれなく開示するみたい表現に、多少修正した方がいいのではないかなというふうに思います。

あと2点目が、第1章の1の(2)でしょうか。この「環境報告の基本的機能」のところ、からまでいろいろあるのですが、ニュアンス的におかしいように感じます。午前中にもこういうような、あるステークホルダーにも見せて意見をもらうということをやってきたのですが、環境報告の重要な機能として「外部のステークホルダーからのフィードバックを受ける」というのがあると思います。これがあまり明確に出てきていないような気がします。何となく、上の「外部機能」というのは、一方的にどんどん開示すればよくて、あまり相手の意見を聞かないというか。ステークホルダーの方が何か判断するときを使うのだ、というトーンで書かれていて、「内部機能」の方は、勝手に外部の意見とは無関係に自分たちで判断して開示するというようになっていまして。何となく、ステークホルダーの意見を聞きながらフィードバックを受けて、改善していくという、何かそのつながりがやはりないと、この環境報告の基本的機能として、表現するには十分ではないのかなというふうに思います。

あと3点目が、8ページから9ページでしょうか、「環境と経営の戦略的統合」という言葉が出てくるのですが、今までの委員会で西堤さんが何度もおっしゃっていることに多分、関係してくると思います。ここは抽象的に書かれていて、少しわかりにくくなっていると思います。この、「環境志向へ変容させる」とかですね。何となく少しこう、非常にイメージが、多分...見えにくいので。どちらかというところ、自社の環境負荷を低減するとか、そういったものよりも、やはりそのビジネスを通じて、幅広く社会の環境負荷低減に資するようなもの、というのを、もっと積極的に見えるような形で書いていった方がいいのではないかなと思います。多分それが今の時代、非常に強く求められており、過去の環境報告書に比べて、そういった情報開示が求められていると思います。例えば投資家等をターゲットオーディエンスにすると、そういった点が重要だと思います。もう少しそのあたりを強く打ち出してはいいかな、というふうに思います。

上妻委員長

はい、ありがとうございます。「全容」については、取っても、文章の流れとしてはそんなに問題ないと思いますので、取りたいというふうに思います。いいですね。いいですか。

環境省・猿田課長補佐

はい。

上妻委員長

それから、フィードバックの件、5ページだと思いますけれども、この、のステークホルダーの判断に影響を与える云々と、ステークホルダー関係のところに入れて修文をしていくということで、対応させていただきたいというふうに思います。

それから9ページのところですけれども、これは中間報告の文章をそのまま入れてあるのですが、ガイドラインの中に入ってくる時に読みづらいということであれば、今おっしゃったような形で、ビジネスを通じて社会に対して、環境負荷なり関連する負荷の削減に貢献する、といったような趣旨になるように、修文をさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

佐藤委員

同じところで恐縮なのですが、まず、5ページの解説ののところですが、前と比べてですね、解説の で「その事業活動を通じて“自然資源”を利用するとともに」というところが入っていますが、これはナチュラルリソースなのだろうかと感じました。今、循環型社会ですので、循環資源も入りますので、これは「資源」という表現でよいのではないかと思います。ここに「自然」ということを入れた、何か理由があるのかな、というのが1つです。

それから7ページなのです。上の解説の「環境配慮経営」なのですが、2行目で「かつ経営責任者の考えや行動が社会に反するものではなく」というところは、何か、反社会的勢力を言っているのかな、少し誤解を与えるというふうに感じます。今、そういうトピックがありますので、少しそれは書き過ぎではないかな、という感じがしています。「ニーズに沿ったものであり、健全な発展に貢献していく」という表現で十分だという気がします。

それから、8ページなのですが、の「経営者の強力なリーダーシップ」で、「経営者」という言葉と、それから後には「経営責任者」という言葉が出てきます。「経営責任者」と「経営者」って何が違うのかっていうのが、よくわからないのですが。

それからもう1つ、最近の会社の関係では内部統制というのでしょうか、つまり十分な民主的な機能が働いて、初めて経営責任が果たせるという考え方です。「強力な」という言葉が入っていますが、「強力なリーダーシップ」というのは、何かこう、ワンマン的なイメージにとられると、少し違うのではないだろうか。ですから、どういうふうに記載するかについては、妙案はないのですが。

それから 9 ページ、「ステークホルダーへの誠実な対応」。これはこれでいいと思うのですが、その具体的な内容が一体どういうものか、ということについてわからない。「対応」というのは、要望に応えるということよりは、まず本当は、ステークホルダーの要望を「把握する」というところから、入らなければいけないのではないかなと。ステークホルダーへの対応というのは、まずステークホルダーの関心を、きちんと把握するということが必要ではないかなと思います。

9 ページの「ステークホルダーへの誠実な対応」というご説明があるのですが、それでも、「期待に的確に応える」というふうに始まって、「応える」という点について、まず把握に努める、といった記述があった方がいいのではないかなと思います。とりあえず以上でございます。

上妻委員長

はい、ありがとうございます。では、まず 5 ページから参りたいと思います。

「自然資源」ですけれども、おそらくこれは、文章が少しおかしくてですね、「自然資源を利用するとともに」ではなくて、「自然資源を利用することによって大きな環境負荷を発生させている」という文脈だと思います。ですから、循環型の資源の場合には、自然から採集しませんので、負荷の直接の対象にはならないという意味で、この「自然資源」と書いてあるのだと思います。だから、この文章は「自然資源を利用することによって、大きな環境負荷を発生させています」というふうに、直させていただきたいと思いますが、どうでしょうか？

佐藤委員

でも、循環資源を使っても、環境負荷は出しますよね。

上妻委員長

まあ、そうですけれども、一番大事なことは、自然、ナチュラルリソースを使ってしまふということは問題なので、そこをまずケアしてください、っていうことに対する注意喚起、になっています。はい。ご意見があれば。

魚住委員

すいません。そのときの「自然資源」というのは、再生可能なものと、枯渇性との両方とも「自然資源」なのですか？

上妻委員長

まあ、そうですね。

魚住委員

再生可能なものだったら、問題ないわけですよね？

上妻委員長

今のところは、だと思えます。はい。それは、これから一体どうなるかは、わからないので。要するに、自然資源をなるべく改変しないで生活をする、っていう基本的な考え方を言っているだけのことですから。ですから、それが不都合だというのであれば、自然でも何でも取りますけれども、取るとあまり意味がなくなってしまうと思いませんか？

魚住委員

うーん。

上妻委員長

それでしたら、「資源」を取った方がいいのかもしれない。「自然を改変しない」という考え方ですから。

魚住委員

まあ、あの、自然資源とは、自然からのものだけど、人工的な資源もあるわけですよね。何でこの、最終的には自然資源なのだけれど、自然の中でも再生可能なものは、うまく使っていけば問題なく、枯渇性のやつは問題ある。それと、使う過程において環境負荷は出できます。その環境負荷は、自然資源であろうと枯渇性資源であろうと、同じ部分があると思えます。

上妻委員長

私は、科学者ではないので、詳しいことは申し上げられないのですが、再生可能資源も、それから再生不能資源も、今そうだって言ってますけれど、本当にそうなのかどうかも、よくわからないのではないのでしょうか。いずれにしても、一番大きな問題は、人間が生活をしていること自体で自然を利用していくことになりますから。生活していることだけで、すでに負荷を及ぼしているという認識を書くうえで、この「自然資源」というふうに書いています。再生可能資源と再生不能資源があるという話で、ここのところの文脈を改めると、もともと書いた意図と全く違うことになってしまいます。

魚住委員

それでは、「自然資源」と使われるときには、やはり、その定義を最初に書いて欲しいと思います。

上妻委員長

そのあたりは、意図がはっきりするように、修文をしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。はい、お願いします。

富田委員

今の魚住さんと同じような意見なのですが、やはり少し「自然資源」というのは違和感があります。例えば風力発電では、風は自然資源だと思うのですが。これを使うことがいけないことだという議論になってしまうので。多分、大きく言おうとすると、枯渇資源の問題と、汚染の問題というのは、入っていないのだと思います。ですから、資源枯渇の問題と、汚染の問題を、きちんと記述するのであれば、ここに「大きな環境負荷を発生させています」と言うのであれば、やはりその両方をカバーしないと文脈的には不十分ではないかなと思います。

上妻委員長

ええと、わかりました。少しここ辺りの文章が問題ですが、議論をするような重要なパートではないので、削除することも含めて検討します。あまり、効果のない議論をたくさん繰り返してもしょうがないと思いますので、少し修文させてください。

環境省・猿田課長補佐

はい。

上妻委員長

それからですね、7ページの、「経営者の考えや行動が社会に」は、確かにおっしゃる通りですので、ここは削除させていただきたいと思います。

それから、ステークホルダーの対応に関して、要するに意見を聴取する云々の前に、まず理解をするという姿勢が必要だ、というご指摘だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

佐藤委員

はい。

上妻委員長

で、そのことを、冒頭に入れさせていただきたいと思います。

佐藤委員

はい。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。では、魚住委員、お願いします。

魚住委員

9ページの、「バリューチェーン管理とトレードオフ回避」の3行目の後ろのところからなのですが、「また特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことも配慮が必要です」と。これができたら理想ですが、特定の環境負荷を削減する活動を行えば、エネルギーを余計使うとか、薬品をたくさん使うとか、他の環境負荷は一般に確実に増える。だけど相対的にどっちが大きい小さいかを見てやっていく。だからここまで、環境負荷を発生させないことも配慮が必要、というのは、少し書き過ぎじゃないかと思います。

上妻委員長

「配慮をする」というのは、「無くせ」と言っているわけではないと思います。それは、なるべくそうしないように努力をしてください、というふうに書いているのだと思いますけれど。

魚住委員

「発生させないこと」って言いきるところが、無理があるように思います。

上妻委員長

だから、発生させないで済めば、発生させないようにしなければならぬし、発生してしまうのであれば、なるべくそれを少なくしなければいけない。不可避免的にそれが削減できないのであれば、やむを得ないということになるだろうというように思います。それが「配慮」という言葉になっているのですけれど。何か他に、いい用語がありますでしょうか。

魚住委員

いえ、ありません。

上妻委員長

あと、申し訳ないですが、もう1点、佐藤委員からもおっしゃっていただいたところで、コメントし忘れたのですが、8ページのところの、「経営者」と「経営責任者」が使い分けられているという点ですが、確かにおっしゃる通りなので、「経営責任者」で統一をさせていただきたいと思います。

それから、「強力なリーダーシップ」というところの、「強力」も、後半の 2 章以降になると「主導的」と書かれていますので、統一させていただきます。

佐藤委員

そうですね、ええ。

上妻委員長

そのような用語に代えさせていただきたいと思います。

佐藤委員

はい。

上妻委員長

それでは、はい。市村委員、お願いします。

市村委員

字句の問題なのですが、7 ページの「環境配慮経営」の定義のところ、「環境配慮の取組」というのを取ってしまうと、その後に「環境配慮等の取組」という語句が多く出てきて少し読みづらいな、という感じがするので、何か他の言葉がないかなと思いました。

それからもう1つは、この「ステークホルダーへの誠実な対応」とか、「ステークホルダーに対する対応」という言葉が出てきていますが、「対応」という言葉は、何かうるさい奴に何か対応するというようなイメージが少しあります。ステークホルダーとの「コミュニケーション」があって、いろんなインプットもらって、それに対してアウトプットしていくという、双方向の、先ほど富田委員がおっしゃったことではないでしょうか。何か、もう少し文章に工夫ができれば良いという気がしました。

上妻委員長

はい。「環境配慮等の取組」のところなのですが、この7ページの四角の中の「環境配慮等の取組」は、確かに國部委員のおっしゃる通りで、その前のことを言っているだけです。意味がないのですけれども、この中に書いてある内容が、それ以降は「環境配慮等の取組」という言葉で表現されているので、そこところは、よく読んでいただくとわかるような気がします。どうしても違和感があるようなところがあれば、ご指摘をいただきたいのですが。

それから、ステークホルダーへの対応に関しましては、企業はエクストラな作業としてやっているわけでは、ないと思うのです。これはビジネスをする上で、例えばその企業が株主に対する対応をしていくというのは、当然のことです。それは、スチュワードシップ

として当然のことですから。それと同じように環境に対しても、社会の様々な問題に対しても、細かいケアをしていかないと、マネジメントってできないわけです。エクストラにやっている作業じゃないと思うのですけれども。それを、一体どういう用語をあてるか、ということになるのだらうと思います。何か適切な言葉があれば、お教えいただきたいのですけれども。具体的には思いつかれないというようなことであれば、定義をして使うことになってしまうと思います。

市村委員

これ、統合報告のときに訳に悩んだのですけれども、「レスポンスブネス アンド ステークホルダー インクリューズブネス」っていうふうに、なっているんですね。なかなか感覚としてはいいなと思ったのですが、とても日本語にできませんでした。

上妻委員長

そのところを、「対応」という言葉として使っているということです。それでは、加藤委員、國部委員の順でお願いします。

加藤委員

はい。2点確認をさせていただければと思います。1点目が、先ほど削除となりました「全容」という言葉です。富田委員がおっしゃられた通り、環境への取組を幅広く、あらゆるものというような意味であれば、削除と思っておったところですが、確認をとりましたのは、例えば環境への取組の、企業の位置付け、方針、実際の取組、施策、効果、それをどのようにまた次の経営方針などに結び付けていくか、という考え方から始まって実際の取組までの全容というような意味なら良いのではないかと。個々の環境の取組のあらゆるものを載せるという幅というのでしょうか、広がりという意味での「全容」でなくてですね。そもそも、どういう位置付け、考え、どういうことをやっていこうと思っているのか、というような、大きな考えのところから落としていく「全容」という意味であれば、残してはいいのではないかと思った次第です。もしその後者の「考え」からのところであれば、その次に重要な環境といったところにもつながっていくのではないかと思いました。

2点目の確認は、8ページ目です。一番上のところの四角の中に、からとありまして、5つ列挙されています。それと、12ページ目の図の中の「重要な視点」という5つの、たまたま5つなのかもしれませんが、似ているようで言葉が違っている部分がわかりにくいと思いました。

体制、ガバナンスは、8ページ目では別枠のような記述があったりする中で、12ページめではガバナンスが重要な視点に入っている。これはどのような関係性で考えたらよろしいか、と思った点です。

上妻委員長

「全容」に関してですけれども、後者の意味で使っています。後者の意味で、「全容」という言葉を取らない方がいいのではないかと、というご指摘だと思っておりますけれども、あってもなくても、そう大して変わりがない。なぜかという、後段に来て細かい、「全容」に相当する部分の内容が列挙されていくからです。わざわざそれを「全容」と言うこと自体が、何か誤解を生じてしまうとか、読みづらいというのであれば、別に取ってもそんなに差し支えない、という判断で申し上げました。

加藤委員

はい。

上妻委員長

それから、この8ページの5つの項目と、12ページの重要な視点の5つが、微妙に違うということなのですが。8ページは、環境報告の対象となるものがどのような行動なのか、それが「環境配慮経営」という考え方で書かれています。環境配慮経営は、これからどのような方向へ向かっていくだろうかということがまとめてある。その環境配慮経営が向かっていく方向性をよく理解しながら、環境報告で書くべきものを決めていくときに、今の段階で、これから5年とか10年ぐらいの段階で、特にこれまでなかったもので重要なものを列挙したというのが12ページです。ですからガバナンスの問題というのは、これまでも経営の中にも当然あったわけですけれども、特に最近、制度的に規制されていない開示書類の実効性を担保するという意味で非常に重要になっています。情報としての重要性が高まっているので、例えばここではこういうふうに書いてあるということである。それは、片一方は経営そのものの行動の特性を、現在の特性を言っていて、後半の方に関しては、情報開示をするときの重要な視点、書かなければいけない情報領域について言っている、という関係です。

國部委員、それではお願いいたします。

國部委員

1つは、意味のことで、あとは体裁のことです。その意味の方で、7ページの解説のところで「環境的影響」というふうな言葉がありまして。これ何回も使われているのですが。「環境影響」、Environment Impactという専門用語があって、環境影響評価という形で使われています。「環境的影響」という言葉はかなり誤解を招くと思います。例えば、不可能でなければ「環境への影響」とか、少し考えていただけたらというのが1点。

それからもう1つは、これ、前のときからそうなのですが。この1章だけ「解説」ってなっていて、2章以降は「解説」という言葉がなくて、1ポツ、2ポツになっているのです。四角の下が。だから、ここが何か、なんでこの1章だけ「解説」なのかというのが、

合理的な理由があまりないような気がします。今決めていただかなくてもいいんですけども、番号を少し統一された方がいいと思います。

それから、これもその手のことなのですが、8 ページに、「時間軸」、「戦略的」、「広範囲」になって、これだけがゴシックになっているんですけど。これ以外ですね、文章でゴシックになっているものが、このガイドライン全部通してもあまりない。その文自身がゴシックになっていたりするところはあるんですけど。だから少し、ここだけゴシックも何か違和感があるので、少し統一をお願いできたらと思います。

上妻委員長

最初の「環境的影響」は Environment Impact のことです。「環境への影響」がいいですか、それとも「環境影響」にした方がいいでしょうか。

國部委員

それはお任せしますが、「環境影響」というと、か専門的に理解されてしまうので、「環境への影響」の方が、ぼんやりしていていいかなあという気が私はしますけど。

上妻委員長

わかりました。「環境への影響」とか「社会への影響」というような形で、全部書き直させていただきたいと思います。

國部委員

ええ。

上妻委員長

それから、第1章だけ「解説」で、残りが解説でないのは、統一性がないという話です。こちらの前半の方は、前のガイドラインをそのまま流用してきていますので、少しそのあたりの調整がうまくできていなかったのも、大変申し訳ないのですが、直させていただきます。

國部委員

そうそう。はい。

上妻委員長

それから8 ページのゴシックは、私もわからないのですけれど。

環境省・猿田課長補佐

はい、直します。

上妻委員長

直すそうですので。全部ゴシックがないようにしたいというふうに思います。他にいかがでしょうか。では、八木委員お願いします。

八木委員

少し今の「環境的影響」の部分と関連するのですが、私どものワーキングが担当しているところは、「経済的影響」という言葉を使っています、それとの絡みも考えていただきたいと思います。多分、統一的な用語で表現するということになると思うのですが、そこを配慮していただきたいというのが1点。

あと、これは要望なのですが、まだ書かれていないのですが、最初に図が出ていますけれど、その中で企業活動の3つの側面と、影響と指標、KPIという関係はリジットと言いますか、後でかなり使いますので、まだ書かれていないのですが、きっちり意識して書いていただけるとありがたいと思います。これは要望です。

上妻委員長

2ページのところですね？

八木委員

はい、そうです。

上妻委員長

わかりました。「経済的影響」に関しては、その、財務報告ワーキングの方では、どうしたいのですか？「経済への影響」ではまずいいのですか？

八木委員

「経済」という場合に、要は実態が幾つか入っていますので、そのイメージが若干、出にくいかなという感じがします。要するに、企業の場合とか、あと利用者であったとか、経済全体とかですね。いろんな意味で、実は広い概念で「経済的影響」という言葉を使っています。「経済への影響」といった場合に、若干ニュアンスが違ってくる可能性があるかなという心配をただけです。

上妻委員長

環境の場合には「環境への影響」でいいと思うんですけども、どうしたらいいでしょうね。ここは。

國部委員

また、考えていただいたらいいんじゃないですか。

上妻委員長

ぜひ、お知恵を出していただきたいというふうに思います。では、社会、経済のところについて、少し修文をさせていただきたいと思います。

まだ、先の方にたくさん、重要な問題が残っていますので。佐藤委員、富田委員の順でお願いして。第2章の方に行きたいと思います。

佐藤委員

すいません。9ページの「資源生産性の抜本的向上」のところなのですが、これが少し、読んでいてわからないのです。「環境制約・資源制約は、企業の持続可能性にとって深刻なリスク要因になり、また成長要因にもなります」というのは、やはり、環境制約・資源制約は、基本的には人類の持続可能性に影響を与えて結果として、企業としてもその資源生産性を上げなければいけないという、企業の持続可能性を出すのはいいんだけど、何か。それから「成長要因」というのも、少しわからない。それから、その次の文章がですね、「生産と消費を分離することが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています」、これもよくわからない。

上妻委員長

これは中間報告のときの文章をそのまま持ってきているだけなのですから。

佐藤委員

そうですね。はい。

上妻委員長

資源制約だとか環境制約が、成長要因になるというのは、例えば環境ビジネスみたいなもので新たなマーケットができるという意味です。資源制約が強くならなければ、そういうマーケットはできてこないで。企業にとっては新たなビジネスが作られる。ですから、環境と経営の問題というのは、非常に戦略的に組み込まれていてですね、一体化してきやすいという意味です。

それから3番目のところ、「消費と生産を分離する」というのは、経済成長すると消費が増えるのですよ。消費が増えると生産が増える。これをどこかで切つていかないと要するに、人口増加が環境負荷の増大要因になってしまうので、それをさせないために資源生産性を上げる、という基本的な考え方です。中間報告からそのまま取ってきています

し、ここのところが環境報告の重要な問題というよりは、こういうような状況認識の中で報告のガイドラインを作っているという前半部分ですので。もし必要であれば、中間報告の方をもう少し詳しく読んでください、といったような注記を付けることになりますけれど。

佐藤委員

ああ。わかりました。

上妻委員長

はい。では富田委員お願いします。

富田委員

4 ページのところ、「環境報告の考え方」に関係するところだと思うのですが。もともとですね、この環境報告書のガイドラインというのは、環境省がかなり先鞭をつけられて、早くから始まったのでしょうが、その後いろんなイニシアチブができていますので、関係性みたいなものもあった方がいいかなと思います。

まず、市村委員のご意見も伺いたいのですが、この CSR 報告書とかサステナビリティ・レポートっていうのが出てきますが、いわゆる統合報告みたいな議論が始まっていますので、事例の1つにして統合報告みたいなものを入れてもいいのかなというのが1点です。

あとはですね、企業のサイドからしますと、こういう、いろいろ開示マターはたくさんありまして、例えば PRTR 法だとか、これは法規制ですよ。あと CDP みたいなものとか、いろいろ環境にまつわる報告というか、まあディスクロージャーに関連してあるので、どういうふうを考えるのか。この中で何を環境報告と呼ぶのか、そのあたりの関係性みたいなことも少し解説があった方が良いと思います。うちは PRTR 法やっているからいいんだ、みたいな感じで捉えられてよいのか。まあ、そういった誤解を避けるにも、重要かなと思います。

あとプラスして言いますと、環境配慮推進法に対する何か言及みたいなもの、もしかしたらどこかにあるといいのかな、というような気がいたしました。

上妻委員長

ええと、環境配慮促進法は、序章かどこかで触れることになります。

環境省・猿田課長補佐

まあ、そうですね、はい。

上妻委員長

それから CDP だとか、PRTR 法をどこに、どうやって入れるのかというの、前のガイドラインのときも PRTR はあったわけですので。ただ、CDP だとか、それ以外の企業にとって重要度の高いような開示スキームとの関係が一体どうなのかについては、少し検討させていただいて、追加をしていく方向で考えたいというふうに思います。

それから、統合報告の話は、開示形態、形式ではないので。

富田委員

ああ、なるほど。

上妻委員長

あれは、開示形式の一種のイノベーションが起こってきているということですから、もし書くのであれば、財務報告を入れるのが最も適切だと思うのですが。まあ環境省で作っているガイドラインという立場上、その文言を入れにくいのではないかなと、私は思います。

富田委員

まあ、あえて言うともうそうですね、アニュアル・レポートという表現を入れていいのであれば。

上妻委員長

アニュアル・レポートは日本にはないので。

富田委員

というか、まあ、あの、いわゆるアニュアル・レポートと称して、日本で発行している企業さんは、まあいくつかあって。それが統合報告である、というふうに言っている方もいらっしゃるの。

上妻委員長

あれは統合報告じゃないです。

富田委員

じゃないと思うんですが。

上妻委員長

はい。

富田委員

厳密には違うと思うんですが。そういう通称で使われているケースも、まあ、ありますので。

上妻委員長

アニュアル・レポートは日本では2種類使われていまして。いわゆるCSR報告書の中に、財務データを取り込んだもの。それから、もう1つは、事業報告を英語で訳したもの。両方とも「アニュアル・レポート」として使われています。後者の方が、アニュアル・レポートという意味では、正しい形だと思うんですけども、問題は、統合報告の議論のトレンドというのが、いわゆる1レポートにまとめていこうという考え方ですから、そうじゃないものをどんどん増やしてしまうような形での書きぶりは、ガイドラインとしては好ましくないのではないのかということです。もともとのこの文言をそのまま入れ込んである、ということになります。

富田委員

あえて、絶対入れろというわけじゃなくて。結構このへんに対する、非常に誤解が、まあ、いろいろとこういふ、特に日本では起こっているような気がしますので。まあそこは、だから、うまく表現できるといいな、というのが私の希望です。

上妻委員長

はい。統合報告に関しては、それについて解説するのはガイドラインの役目ではない、と認識していますので、そうさせていただきたいと思います。

特段、絶対これだけは言っておきたいということがなければ、もう時間がなくなってしまいますので、大事な第2章に行きたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

(2) 第2章 環境報告の基本方針について 討議

上妻委員長

それでは第2章のほうのご意見、ご質問等、お願いしたいと思います。それでは國部委員、お願いします。

國部委員、

第2章、いろいろあるのですけれども。まとめて申し上げた方がいいですか？

上妻委員長

そうですね。お願いします。

國部委員

1つは、この12ページ、後にも出てくるのですが、一般原則、環境報告それから図ですけども、重要な視点、それから「留意事項」っていうのがあるんですね。これ、前のガイドライン見ると、「基本的要件」となっていたんですけども、「留意事項」って言うと、ものすごく何かレベルが低いような感じしてしまうのですが、この中にKPIが入っているので、どういうことがいいかわかりませんが、「留意事項」というのが少し違和感がある言葉だな、「重要な視点」に比べて、というのが1つです。

それから、少し飛んでしまって申し訳ないのですが、やはりKPIのところ、23ページのKPIが、やはり改善する必要あるんじゃないか。まず1つは、(3)でいきなり「KPIの決定」なんですね。で、「KPIの開示」とか、そういうふうなことにした方が、多分よい。そして説明の中に「KPIの決定」というのを入れられた方がよくて。実際、説明の中にKPIの決定があるので、大きなタイトルと中のサブタイトルが一緒なので、少しここは変える必要があると思います。

それからそのKPIの四角の中で、この中でですね、KPIの定義がないんですね。2行目が、「特に環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、KPIを適切に決定して」と書いてあるのですが、そうではなくて、「何々のために、としたものが、KPIである。それを開示する。」というふうにされた方が、いいというふうに思います。

それと関連して、この24ページの「KPIの決定」なんですけども、この最初の2行、「環境配慮等の取組に受ける云々の、KPIは有効なツールです」って、これ全然、決定に関係ない文が冒頭の2行に入っているので、少し問題だと思います。

その次のところなんですけど、ここは多分、一番重要だと思うのですが、KPIの決定こそですね、マテリアリティを判断して、決めていかなければならない。つまりステークホルダーに対する重要性というものも考慮しなければならないはずなので、そこを書き込んだ形で決めないと。このままだと、経営者が「これはKPIなんだ」と。勝手に、日常的に使っているからというふうな感じになってしまう。ここは多分、議論が非常に必要なところだと思うんですけども。少し...このところ、検討する必要があるんじゃないかなと思います。

3の「KPIの情報形態」というのも、これも数値で出すのか比率で出すのか、ということだけでもかかわらず、「情報形態」というのは、少し大げさかな。「KPIの開示方法」とか「表現」とかの方がいいんじゃないかなあと思います。

それから、その3のところの、「スコープ別」というのも、私はこれはGHGプロトコルのスコープかなと思いますけど、一般用語としてのスコープと判断されたら、何のことがさっぱりわからない。まあ「温室効果ガス」って書いてますから、わかる人にはわかるんですけども、もう少し丁寧に書いていただけたらなど。少したくさん申し上げましたけど、

以上です。

上妻委員長

最後のほうから申し上げたいと思いますけども。スコープに関しては、用語の説明の中に入ってくると思います。

國部委員

入ってくるのですね。わかりました。

上妻委員長

おっしゃることはもっともだと理解をしています。KPIのですね、2ボツのところの「決定」というところの、重要性の判断をここに書き込むべきだというご意見なんですけれども、ここで言っているKPIの考え方は、もちろん開示にとっても必要なことなんですけれども、経営者がいったい何を成果指標として考えているのか、ということを示してください、という意味で書いているんです。ですから、それは当然のことながら、ステークホルダーへの対応を含めて、重要性の判断を含めて、いろんなことをやっていて情報開示をするわけです。経営者が考えている戦略の達成度を評価するための日常使っている指標のうち、重要性の低いものは書かれないと思うんですけれども。ここに「重要性」という文言が入ってくる方が、むしろそのKPIの性格を少し、この部分だけを見るとわかりにくくしてしまうのではないかと思うんですけれども、いかがでしょう？

國部委員

うーん。KPIが重要性で出すかどうかは、多分、議論の分かれるところだと思うんですよ。これはもう判断の問題になると思うので、まあどういう判断かで。それは採用しないという案もあると思うのですが、少なくともですね、KPIにしたときは、経営責任者は、それに対するやはりコミットメント。社会に対する約束っていうのがないと、やはり、「Key Performance Indicators」という意味がないと思うんですよ。財務的なパフォーマンス・インディケータも完全にコミットメントになっていますから、社会に対する何か、というところ。約束とか、ニーズに対応してとか、いう表現は必要かなあというふうに思うんですけれども。

上妻委員長

はい。

國部委員

ええ。

上妻委員長

ええと、コミットメントをここに、直接書き込んでいくか、いかないか、だけの話だと思うんですけど。おっしゃっているご趣旨で全体を構成してある、一応はしてあるんですけど。

國部委員

うーん。

上妻委員長

わかりにくいですか。ここに、「コミットメント」という言葉なり何なりを入れた方がいいでしょうか。

國部委員

「KPI が、社会に対する、経営者の責任である」というのは、どこかに書かれていますか？

上妻委員長

いや、ですからそれは、そういう意味でこの KPI を書いているのではなくて。

この KPI は、経営者が、戦略的な目標を達成するために、日常使っている指標のことを言っています。

國部委員

そうですねえ。そこは少し、議論が必要じゃないかと思えますけれどねえ。

上妻委員長

ただ、このところを見ていただくとわかると思うんですけども、重要な視点も含めて。要するにその、環境配慮経営が、経営者がどういうふうを考えてその運営をしているのか、ということがちゃんと見えるように書いてください、という作りになっていますので。

國部委員

うーん。

上妻委員長

えー、そういうふうになっているんですけども。もし、そういうことを、社会に対するコミットメントの話を入れるのであれば、重要性、情報を選ぶときの重要性のところだと

かですね。

國部委員

つまりね、そうであれば、日常的に利用しているのは、「PI」でいいんですよ。普通のインディケーターの中で、なぜキーなのか、というところが、やはり十分書けてないと思うんですよ。

上妻委員長

まあ、ですからそのキーというのは、経営者が最も適切に経営行動の成果指標として、自らが達成度を評価するために使っている、ですから主要な業績評価指標だ、というのは、あたっているのではないのかと思うんですけど。

國部委員

いや、これは、非常に議論が必要だと思います。

KPIを、この委員会でどういうふうに解釈してやるのか、ということが。他の委員の方、どう思われますか？

上妻委員長

いかがでしょうか。じゃあ八木委員いかがでしょうか。

八木委員

私の印象としては、國部先生がおっしゃったことも十分理解できるのですが、むしろ、経営者がどういう理由でというか、思考プロセスで、これを KPI に選んでいるか、ということを中心に説明するという要素が若干抜けているかなというふうには思います。で、その上で、内部の意思決定の、この KPI の決定はこういうような戦略に基づいて、ステークホルダーに対してこういう配慮をすると、こういうものが重要になる、という判断が、どこかに説明で入っていれば、いいのかなという気がします。

上妻委員長

ええと、これは、KPI の話ってここだけで終わるわけじゃなくて。KPI というものが重要ですよと言ってるだけの話なので。後段のその、5章以下のところに詳しく書かれることになるんだと思います。

八木委員

それであれば、いいと思います。

國部委員

ただ、最初に出てくるところが多分、一番大事なので。まあ今日、結論がなくてもいいと思うんですけども。KPIは非常に重要で、KPIが多分、経営者が勝手に判断していいものなのか、それとも、もう少し重要なものとして提示するのは、やはりこのガイドラインを規定する大きなところだと思うんですね。

上妻委員長

勝手に判断するというよりは、経営者が、その環境配慮経営なるものを、どういうふう
に戦略を立てて、どういうふうな資源を使ってやっているのか、ということが、全体として
わかりやすくするために、最も適切な指標は何かということであって、それが適切でな
ければ、それはもうステークホルダーからサンクションを受けることになるだけなので。

國部委員

うーん。

上妻委員長

それはしてはいけない、というのは、もっと前のほうの重要性のところで書いてあるわ
けですから。だから、これもし、今のようなお話であれば、但し書きをどこにつけると
いうようなことになると思うのですけれども、それでもいいでしょうか。

國部委員

だから、KPIの定義ですよ、やはり。どういう定義なのか、というのをはっきりして
やはり合意することが多分必要だと思います。

上妻委員長

はい。

國部委員

というのは、ここで初めて「KPI」という言葉出て、これより前でKPIって出てました
かね？

上妻委員長

ですから、KPIは、ここに出てきているのは、四角の中で書いてある「主要な業績評価指
標だ」ということしか書いてはいないんですけど。もし、今のようなお話であれば、一
番、1ポツとしてですね、KPIとは何ですか、ということを書いていくことになりますね。

國部委員

そうです。

上妻委員長

で、その際には、今言ったようにその、経営者が環境配慮等の取組をするにあたって、戦略的な目標の妥当性だとか達成度だとか、そういうものを評価するために日常使っている指標です、と書くことになるわけです。

國部委員

私は、その「日常」という言葉がすごくひっかかるんです。日常使っているのが、KPI なのでしょう。というのは、その時だけ Key になって、もう KPI じゃなくなるものも、多分あるんですよね。だから「日常」というのをどうして入れられているのかな、というのも同時に思うんですけど。

上妻委員長

あの、ですから、「重要な視点」のところに出てくる主導的な関与のところ、戦略だとか云々だとかという話が、後から出てくるんですけど、その5章の中に書かれることになるんです。その中間報告のときに「金融の視点」というのがあったのを、覚えていらっしゃると思うんですけど。

國部委員

うん。

上妻委員長

それをガイドラインに入れ込んでいくときに、経営の実態が、戦略の立案から実績まで、中長期のタイムフレームに従ってわかるように、それをまあ「全容」ということでとらえようとしていたんです。それがわかるという、その評価指標として、KPI をとらえていこうということであって、ステークホルダーの人たちが、わかりやすくするという話の KPI ではここではないという位置付けです。

國部委員

ということは、この「KPI」というものが、経営者が社会に対して責任があるとか、コミットメントがあるということはどうなんでしょう。

上妻委員長

ですから、それは、ガイドラインそのものが、環境配慮経営を前提にしているわけです

けれども、環境配慮経営そのものが、社会に対する責任を果たしていくという位置付けの中で書かれて、環境報告もそういうふうな位置付けで書かれていますから、当然選ばれるものとしては、そういうものが選ばれていこうと思います。

國部委員

うーん。私はそこをねえ、もし合意が取れるんだったら、明確に書いていただきたいな、という希望があります。

上妻委員長

あの、日常っていうのは、要するに、その時だけステークホルダーの人たちに見せるためだけに書かないでくださいという意味です。普段あなたが実際に使っているものを書いてください。ここだけで、見てくれだけで書かないでください、ということを行うために、「日常的」というふうな文言を出しているんです。

國部委員

ただまあ、経営的には、オペレーショナルというようなイメージを、どうしてもとってしまうので、やはりストラテジーとは違う、ストラテジックな目標と書かれていますから。少しどうかなあって気が、「日常的」という表現にも、思うんですけど。

上妻委員長

いかがでしょう、他の委員の方。はい、お願いします。

加藤委員

「日常的」というところで、少し、まあ投資家目線の補足ですけども。投資家のアンケート調査を確認いたしますと、「今、重要」と思うものと、「将来、重要」と思うものは変わり得ます。例えば「日常」という言葉を、どうなんでしょう、「この年度」とか「この年」を見ていくということであれば、使ってもいいかなと思うのですが。例えば来年、再来年も、同じようにその指標でずっと見ていくのかといった場合に、社会情勢や経済の環境やそれこそ環境問題の深刻度などが変わってきますと、変わり得るんですね。

2005年頃、環境経営で重要だと思われていたものというのは環境マネジメントでしたけれども、その時から5年先、重要になると思うのは何ですか、という投資家へのアンケート調査結果では、水だとかCO2だとかそういったものによって変わってきています。

このような例も考えますと、「日常」という言葉の定義も必要かなあとと思います。

上妻委員長

「日常」という言葉に、そんなに重みがあるわけではないので。もし、これを削除して

も差し支えないということであれば、別に特段ここに入っている必要はないんですけども。ただ、この手の問題が使われるときに必ず書かれる、ルーティンという言葉で使われてよく書かれているものなので、ここに入っているだけなんですけれど。ですから、取っ払ってしまえば差し支えなければ、取りますが。それでどうでしょうか。この「日常」という言葉に関しては。

そのコミットメント、要するに KPI が、利用者の人たち、何らかの説明責任を果たす上でわかりやすい指標である、そういうものとして選択するんだ、という位置付けに関しては、少し考えさせてもらっていいでしょうか。

國部委員

ええ、もちろん。

上妻委員長

多分、両方の側面があるので。その両方の側面が、ここにうまく書きこまれるようにしていくことが、一番いいんだろうと思いますので。それがうまく書き込めるように、少し修文をさせていただきます。

國部委員

お願いします。

上妻委員長

それと、今言ったようなことを前提として、KPI の定義をまず最初に書いていく。

國部委員

うん。

上妻委員長

というような形で、このところをもう再構成していく、というふうにさせていただきますが、それでいいでしょうか。

國部委員

はい、結構です。

上妻委員長

ええと、それから 5 ページでしたっけ。12 ページ、「留意事項」ですね。

國部委員

ええ、「留意事項」。

上妻委員長

これ、何か、いい用語はありますか。

國部委員

いやあ、どうなんだろう。

上妻委員長

はい、すみません。

佐藤委員

この、すみません、「留意事項」のところだけなんですけれども。ここは、基本的な決定事項これ、留意事項じゃなくて、決定事項なんですよね、見ると。決定しなければならぬ。つまり、好評媒体と、対象期間それからその対象範囲は。もう、すごく大事なことですよね。

國部委員

すごく大事だと思います。

佐藤委員

ええ。ですからこれ、3つともね、ものすごく重要な決定事項なんじゃないか。

國部委員

そうですね。

佐藤委員

これを決定しないと、報告ができないんだと思うんですよね。ということで、これは「留意事項」ではなくて、「基礎的な決定事項」とかですね。

國部委員

うん。

上妻委員長

ええとですね、ここに「留意事項」と書いてある、その言葉自体は、なかなか、事務局

で相談した中でもうまく書けなかったんですけども、ここで言っているその趣旨は何かというと、形式要件として必要なことで、間違いやすいことが書いてあるというものです。ですから対象範囲、バウンダリーは書いていなければ全く意味がわかりませんし、対象期間についても書いてないと意味がわからないので、それは書いてください、それは一番重要なことだということです。それと、公表媒体に関しては、媒体がものすごく変わってきているので、それに対してのガイドラインが何もありませんから、必要最低限なものだけでも、その形式要件としては何か書いておく必要があるだろうということ。KPIについても、國部委員おっしゃっていましたが、これまでガイドラインにそういうものは書かれていなかったんですけども、その位置付けが重要になってきているので、そういうものがありますよということを形式要件として注意喚起している、ということです。

國部委員

基本事項、とか。前は、基本要件、だったんじゃないんですかね？

上妻委員長

「基本要件」はここから先、まだ先の方に出てくるんですよ。で、だから、それは記載事項の中で、基本要件として書かなきゃいけないものってこういうものがあるというの出てくるんですけども。

國部委員

そうか。なるほど。

上妻委員長

ここって、あの、最初に原則を作っていくときに、原則に相当するものは一体何なんだろうかと、ということ、ワーキングの方でかなり議論をしましてですね。やはり原則って、開示原則だけだろうと。だけれども、新しい報告書を作っていく際に、特に重要な情報領域もあるだろう。それから残されている、例えばバウンダリーがきちっと書かれてなきゃいけないとかですね。幾つかの注意すべきような原則に近いようなものもあるだろうけれども、それぞれが階層構造があるというような言い方になってきたんですね。それでその階層構造を、「一般原則」、「重要な視点」、それから「留意事項」と分けて書いたんですけども、それぞれ言葉が適切だと思っているわけではないんです。しょうがないので、定義付けをして使っているというような形になっています。

ですから、「留意事項」に関しても、これを「基本」とつけた方がいいのかどうか、ということなんですけれども、この中では一番ランクが低い位置付けなので。字も小さくなっているし、言葉も「留意事項」といった程度に留まっているということなんです。何か適切な用語等があれば、お教えいただきたい。

佐藤委員

そしたら、「基本事項」とかね。

上妻委員長

「基本事項」でいいですか

國部委員

そうですね。前回のガイドラインは、「基本的要件」の中に、対象組織の明確化とか、期間の明確化ってなっていますよね。

上妻委員長

だから、それは、先の5章に行って出てくるんです。

國部委員

5章のほうの要件でなんなんですかね。

上妻委員長

ですから、そういうことを、こういうことを書いてくださいというところの基本的。だから、前のガイドラインには、これはありませんでした。前のガイドラインでは開示原則だけだったので。

國部委員

あー、はいはい。

上妻委員長

だから、このところは、全く新しく継ぎ足している。

國部委員

「基本的要件」は、もうあるわけですね。留意事項か。

佐藤委員

でも、「基本指針」でもありますよね。

國部委員

もしも、あの、「留意事項」を残すんだったら、KPIがやはり上の「重要な視点」に上が

るか、だから、もし留意事項だとすると、範囲、期間、媒体と、KPI が並んでいるのは、何か少し違和感があるんですけど。

上妻委員長

でも、KPI は、形式の問題ですけれども、上は情報の話ですから。どんな情報を書いていくのか。どういうところが、中心的な情報かっていうことが、5つのところにまとめられた、という。KPI は情報じゃないので。

國部委員

KPI は、形式の問題なんですか。

上妻委員長

ですから、情報をどうやって書いていくかっていう形式の問題なんじゃないんでしょうか。

國部委員

うーん。

上妻委員長

だから、形式要件として規定したというのは、そういうことなんですから。

國部委員

私なんかは、いっぱい指標がある中で、KPI として指定することに、ものすごく重要だと思っています。つまり、日本の環境報告書って、パフォーマンス・インディケータはたくさんあるんですけど、どれがキーなのか、あんまり書いてないんですよね。海外はその、キーをピックアップしてやらせるっていうのはキー・パフォーマンス・インディケータの意味があるから。KPI は単なる形式じゃなくて、環境報告書の原則にかかわるような、極めて重大なものじゃないかなと、私なんかは認識するのですけれども。

まあ、いろんな考え方があるとは思んですけど。

上妻委員長

ええと、もしそれを書いていくんだとすると、その5章以下のところの、「基本的な要件」のところ、KPI について詳しく書くようになってましたっけ？...えー、そちらの方に書いていくことになります。

だからその、新しいガイドラインを作る際に、注意しなければいけない情報の重要なポイントと、それから形式要件ということだけが書いてあるだけで。これで全部終わってし

もうわけでは、ないんです。先にいって、出てくるものもあるので。すいません、あの、ええと。

委員の方がいろいろ、あの、札を挙げられておられますので。富田委員、加藤委員、魚住委員の順で、お願いします。

富田委員

今の KPI のところなのですが。1つ、少しわかりにくくしている原因というのが、この「KPI の決定」のところ、数値情報の有用性、と書いてですね。要するに、数値情報とか定量的な情報が全て KPI であるのかのようなですね。多分、そういうふうに読めるのが、多分大きな問題ではないかなと思うので。この KPI のところは、数値情報とか定量性みたいなものは切り出して、もっと前の方に逆に持ってきて。このへんはですね、やはり定量情報というのは、その前の方に出てくる検証可能性とか比較可能性の話とか全部通じてくるので、その数値、定量性みたいなものは、もっと前の方に持ってくる。さらにその中で、いわゆる KPI の、キーであるということを、こちらの方で述べるような形にした方が、よりわかりやすくなるのではないかなという気がいたします。

あと、他の事項もいいですかね。

上妻委員長

はい。

富田委員

検証可能性のところなのですが。これは、中間報告を読むと、検証可能性の説明が「再現性があること」と書いてあって、少しそれも正しいかどうかわからないのですが。また、ここに書いてある表現は、ずいぶん違っているなど。そもそもですね、この文章を読んで、これは魚住委員あたりの意見を伺いたいのですが、本当にこういった情報があれば検証が可能なのかというと、多分、全然検証可能じゃないんじゃないかなという気がするんです。これは算定の方法が書いてあるだけで、元のデータなければ多分そういう意味では検証ができないので、本当の意味でこの表現が少し適切なのかな、という気がいたします。

あともう 1 点が、ステークホルダーの対応のところなのですが、多分ここがですね。この「ステークホルダーへの対応状況」の情報開示を、求められているように思われるんですが、この環境報告の趣旨からすると、いかにある会社がそのステークホルダーと、どういうふうに関係を維持しているかを開示することが大事というよりは、この環境報告を用いて、ステークホルダーと対話をするの方がより重要ではないかと思うんですね。

なので、この対応状況の方を開示することを、あまりどんどん言い過ぎると、少しミスリーディングなのかなと。まあ少し、これが本当にいいかどうかわからないのですが、結構、日本のですね、こういった報告書類というのは、「我が社のステークホルダーダイアロ

グの様子」というページが結構ですね、延々と述べられているケースが非常に多いんですが、あまり海外ではそういうのを見たことがなくてですね。本当にその状況を開示することが大事なのか、その報告書を用いて、対話をするのが大事なのか。少しそちらが、結構、混乱するんじゃないかなというふうな気がいたします。

上妻委員長

KPI のことですが、情報の有用性を書いているというのが、そのミスリーディングな原因の1つだというお話なんですけれども、どこに書いたらいいとおっしゃったんですか？ そのところ、1ポツのところを。ここから抜いた方がいいのでしょうか。

富田委員

1が、そうですね、例えば、この第2章の冒頭のあたりに、そういった数値情報の有用性みたいなものを、何かあげてしまってもいいのではないかな、というふうには思うんですけども。

上妻委員長

ここで数値情報のことが書いてあるのは、もちろん KPI の前段の話で書いているんですけど。もし書くということになれば、KPI と独立させて、数値情報の重要性を、まあ指摘していく、ということにする...ことになるだろうなと思います。

富田委員

その方がわかりやすい、少なくともわかりやすいと思います。

上妻委員長

はい。と言いますのは、まあ、よくその情報の信頼性を担保するときに、一体どんな方法があるのかということと言われるときに、保証の問題で出てくるんですけども、GRI のリーダーズ・チョイス・アワードのアンケートなんかをみると、やはりその健全なデータが出ている。データの健全性みたいなものが、一番その信頼性を醸成する上で重要なんだということがありますので。やはりデータというものの重要性をどこかで訴えておきたいというのがガイドラインの基本的なスタンスだということです。まあ、KPIの方が後か、先か、どっちがいいのか、少し考えさせていただきたいんですけども、独立させていただきたいというふうに思います。

それから、ステークホルダーへの対応に関しましては、これは「環境配慮経営の全容」の中に、ステークホルダーのことを理解しながら、やっていくというような形になります。やってることを書くという意味では、書かざるを得ない。それを使って、コミュニケーションを図っていただくのは、それは企業それぞれ皆さんが会社ベースでおやりにな

ればいい話なので、それはガイドラインの関知する範囲ではない、というスタンスです。

それから検証可能なんですけれども、検証可能というのは、事実がそのまま正確にわかることではなくて、どういうふうにやられたのかが、加工されたデータから、オリジナルのものが推定できるということです。それを再現性と言っているんです。検証可能というのは、そういう意味なんです。ですから例えば、あるデータが、算定結果が出てきたときに、計算方法が出ていけば、オリジナルの最初の要素がわかりますけれども、そうじゃないとわからない。これは、原則の中でも不可欠な基本原則だというふうに言われているわけではなくて、こういうものがあれば、よりその有用性が高まると言われていて、なぜかという、検証可能じゃないものもあるんですよ。将来予測情報のようなものがあって、後から出てくる話ですから、検証可能じゃないんですよ。でも、検証可能なものについては、検証可能じゃないと、一体それが本当にどうなのかがわからないので。なるべく、だから計算方法とか、そういうものを、わかるような情報を作ったときのプロセスを、出しておいてくださいね、という考え方なのです。

ええと、それでは...加藤委員、お願いします。

加藤委員

13ページ目の2ポツのところの1段落目です。先ほど、確認させていただきました「全容」とも関わってくる部分かと思っておりますけれども、2行目のところから読ませていただきますと、「経済的影響および環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する」と。「取組情報に関して」とありますと、どうもその1個1個の、施策、取組、というようにも読み取れてしまいます。例えば環境配慮などの企業活動における位置付け、戦略、方針、取組等、というような一部、まあ加筆などしていただければと思った次第です。いかがでしょうか。

上妻委員長

はい、わかりました。これ、統一的に、この言葉を使っているんですよ。「環境配慮経営」と使ってしまわないで、それを中身がわかるようにするために使うときに、こういうふうに使っていて、これを使ってないケースって「環境配慮経営」って書いているのです。ですから、書かれるものの内容が、環境配慮経営の実態ですから。その実態を表すようなものを選ぶときに重要な情報を、それが無いとわからないような情報というのは、必ず、もれないようにしてくださいね、ということです。ここを書きなおすと、他も全部書き直さないといけなくなってですね。全体のロジックが、崩れてしまうと思うんです。いかがでしょうか。

加藤委員

あの...委員長がおっしゃられているその、考え方、位置付けから始まって施策まで、と

ということがわかれば、私は全然、問題ないと思っております。こういう書き方で、わかる人がどれだけいるのでしょうか、という視点でお伺いしている次第です。

上妻委員長

環境配慮経営のところに加筆をさせていただく、ということでしょうか。

加藤委員

はい。

上妻委員長

環境配慮経営というのは、こういうものです、ということを言いながら、それがもう少し詳しくわかるような形で。

加藤委員

そうですね。はい。

上妻委員長

では、そういうふうにさせていただきたいと思います。それでは魚住委員、お願いします。

魚住委員

14ページ、15ページのところなのですが、「表現の忠実性」と15ページの4「準拠性」。これは算定方法について、どれを選択して計算するかというようなところで、適切に準拠しているかということなんですけども、現実にはこういう算定方法は明確でない。例えばPRTR法の排出量とか、あるいはGHGにしても、プロセス排出なんかの場合は、相当企業の方が考えて、式を作って算定していくと。そういう場合であれば、その準拠性ではなく、自らが作った算定式の「合理性」それを見るべきじゃないかと思います。だから、算定式、算定方法について言うのであれば、算定式があるものは「準拠性」でいいんですけど、ないものについては「合理性」という観点が必要じゃないかと思います。それが1点です。

もう1点が、16ページ、3番「算定方法等の変更」。これは2行目の後ろで、「それゆえ、法令等の改訂や社内基準等の変更」とあるんですけど。法令等の改訂と、社内基準等の変更を分けて考えるべきだと思うんですね。理由は、法令等の改訂では、その後書いてあるんですけど、「変更による影響について記載する」とかあるんですけど、法令で書いた場合なんかは、変更による影響が書けないものもあるわけなんですよ。PRTR法なんかで範囲が変わったなら計算しなおせばいいんですけど、濃度規制なんかで濃度が強化された、強化された後の排出量、汚染物質排出量、だけ強化される前の状態に戻すことできない

から、それは計算できないわけなんですよね。だから法令が変わった場合なら、もう法令が変わった事実で、その変化は構わないというものもあるということ。それに対して社内基準等の変更というのは、やはり原則だめ、変更してはだめで、変更する場合はより正確な算定方法とか、合理的な方法になる。そういう場合に限って、なんで変更するか、理由も含めて開示してもらった必要があるんじゃないかと思います。だからそれで、法令等の改訂と社内基準の変更の場合は、場合分けして対応することが必要ではないかと思います。

上妻委員長

おしまいの方からお話をさせていただきたいと思いますが、ここの趣旨は、算定方法が変わった場合に、比較可能性がなくなるので、その比較可能性が担保できるように、その影響を書いてくださいということです。算定方法が変わった理由について、特段その注意をお書きしているということではないんです。ですからこの法令等の改訂から社内基準のところまでを削除したいというふうに思いますけれども、それでは不都合でしょうか。それは、ガイドラインの問題ではないような気がするんですけど。

魚住委員

後の章で、そういうこともやはり大事な話なので。後の章で出てくるなら、それで結構です。

上妻委員長

基本的事項のところ、算定方法が変わった場合にというところが出てくるので。そこで書かれると思いますから。そのところで 2 つに分けて書いていくということで。ここはこれを削除させていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

魚住委員、

はい。

上妻委員長

それから、準拠性のところは、これは事務局の中でも、何度も横棒が変わったんです。当初はですね、こういう「なんとか性」というのをやめていたんです。わかりにくいので。もともとのこのオリジナルは「Free From Error」という言葉で、中間報告のときには「無誤謬性」なんていうわけのわからない言葉が書かれていた。それではもっとわけがわからないので、ここの 14 ページのところを見ていただくとわかると思いますが、カッコの前のところ、「情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りがないこと」という、カッコ書きがない文章がもともとのオリジナルだったんです。ところがワーキングの委員の中に、「完全性」とか「中立性」とかを入れるべきだ、という指摘をされる方がいましてですね。

まあ、そうして入れた方が、後で翻訳するときも訳しやすいだろうということで、入れて、中身の文章をわかりやすく書くということを務めたのですが、「Free From Error」だけは訳せなかったんです。当初は「プロセスの妥当性」と書いていたんです。でも、「プロセスの妥当性」というと、算定方法の適切性については言及していないような気もするから、「準拠性」にしようということになったのですが、今おっしゃったお話ですと、この「準拠性」のところを「合理性」と変えて、果たしてよくなるかということなんですけども。どうでしょう。

魚住委員

いやいや、「準拠性」は「準拠性」で、それは算定方法が存在している場合は「準拠性」。で、算定方法がなくて、企業が独自に考え出した場合は、その算定式に対する「合理性」が大事っていう。

上妻委員長

ということは、「準拠性・合理性」ですか。

要するにその、一言で言い表す言葉がないんです、もともと「Free From Error」なので。で、「Free From Error」でも、よく意味がわからない、内容を読まないとわからないんですよ。だから非常に困っているのです。「合理性」でよければ「合理性」にしてしまうんですけど、皆さんそれでいいようであれば、「準拠性」というと、会計士の方々はわかりやすいと思うのですが、一般の人たちにとっては分かりにくいのかもかもしれませんよね。

魚住委員

「適切性」とか。

上妻委員長

「適切性」ですか。

國部委員

うーん、だからやっぱり、会計の用語でやるから、「準拠性」が出てくるんですよ。今、魚住先生がおっしゃったように、自ら作り出した測定方法、結構ありますからねえ。それは、やっぱり、「合理性」を入れるとか。

上妻委員長

「合理性」ですか。

國部委員

あるいは「適切性」ですよね。どっちか。

上妻委員長

どちらがいいですか。

魚住委員？

どっちですかねえ。

國部委員

計算方法の適切性、合理性。それはちょっと、僕も、今思いつかない。

魚住委員

個人的には「合理性」だと思っただけです。「準拠性」も入れたら、それも大きく含めて「適切性」もありかとは思ったんですが。

上妻委員長

あんまりたくさん付け加えると、もっとわかりにくくなっちゃうので。皆さんがよければ「合理性」に変えさせていただきたいと思うんですけども。別にこれに、用語にこだわっているわけではないので。「合理性」でよければ「合理性」にさせていただいて、中身を見ていただくということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

じゃあ、「合理性」に変えさせていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

あの、先ほどの國部委員のご指摘に関するお答えが、ちょっと不十分だったと思うんですけども。こちらの方で検討させていただいて。また後ほどご相談にあがることがあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

國部委員

わかりました。お願いします。

上妻委員長

では八木委員、富田委員の順序でお願いします。

八木委員

13 ページの、重要な情報についての定義のところなのですが。その定義を見ると、上の「意思決定に影響を与える情報の中で」に対応して定義を見ていくと、「実際に」というところがキーワードになっているかと思うのですが、これは中身を見ると多分、影響の大きさと起こる可能性の大きさの多分、掛け合わせが、中身ではないかと考えるのですが、そ

うではないんですか？その部分が少しニュアンスが、「実際に」というところの中身が、伝わりにくいという部分があるんですね。

上妻委員長

はい。「実際に」はですね、うーん、要するにその、「目的適合性」と「重要性」の関係がよくわからない、ということが、ワーキングの中でも事務局の中でもありまして。少し、際立たせるという意味で「実際に」という言葉を入れたのですけども。ない方がいいというのであれば、取りたいと思います。

で、この関係どうなっているかというと、環境報告の中に書かれる情報は、それがもし役に立つものであるとすれば、目的適合的なものでなくてはいけないという考え方です。つまり意思決定に影響を与えるようなものでなくてはいけません。それは、個別のステークホルダーだとか個社ベースの、時々で状況で、全てがそうだというわけではないんです。だけれども、基本的に役に立つ情報ってこういうものなんだ、意思決定に影響を与えるんだ、という、単なる概念が目的適合性のところに書かれている。ところが実際に個社ベースで情報を選ぶ際には、目的適合的な情報をすべて環境報告の中に盛り込めと言っているわけではなくて、環境報告の中に入る情報は目的適合的じゃないといけません。要するに、意思決定に影響を与えるような可能性のあるものではなくてはいけません、と言っているのです。もれるものがあるんですね。もれたもののうち、それがなくてどうしても意思決定に影響が出てしまうようなものについては、ちゃんと拾っておいてくださいね、という考え方が注意喚起として出てきている、というのが重要性のところなんです。その重要性の観点というのが、1つは大きさによって。規模が小さい場合は無視していい場合もあるから、そういうものは入れなくてもいい可能性もある。ところが規模が小さくても、無視してはいけないものもある。例えば GHG 量なんかがそうだと思いますけれども、製鉄会社とかで、ある時、突然、GHG が少なくなったから重要性が少ないから割愛してしまう、なんていうことは、情報の経年変化を見るという意味では許されないことですので。ですからその、情報の中身と規模でそれぞれ勘案してください。だけれども、それは一体どういう状況で、どういう場合が重要か、重要じゃないかの判断というのも、きわめて個別性が強いので、そういうことについては、取り立ててここでは言わなくてですね。それぞれ皆さんでお考えになってください、という考え方なんです。ですからこの「実際に」という言葉がわかりにくいというのであれば、「実際に」という言葉は取りたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

八木委員

まあ、繰り返しになっちゃいますけど、要は「重要」ってということなんですよ。で、その「重要」の中身を今お話ししたようなことで、少し補足するという形でいいかなとは思いますが。

上妻委員長

おそらく、ここに書いてあること以上のことを付け加えると、屋上屋を重ねることになるので。あまり原則のところはたくさん書かないでですね。これについては後ろのところに、事例を幾つか載せてもらおうというふうに今考えています。事例で判断していただくしかないです。あまり原則のところには、必要なこと以外は書きたくないんですけども。とりあえず、ここでは「実際に」という言葉を取らせていただくということで、対応させていただきたいと思います。富田委員お願いします。

富田委員

比較可能性のところなのですが。ここはですね、いわゆる時系列でもって比較可能性ということと、事業者間での比較ということに分けられていたと思うのですが、時系列に関しては特に問題ないと思うのですが。この事業者間の比較については、中間報告でもかなり非常に注意深い表現をして、あまり安易に簡単に比較できるものではないという、かなり、野暮ったい表現でいろいろ書いてある。まあ、そういった表現はここにきちんと入れておくべきではないかなというふうに思います。

上妻委員長

はい。なかなか悩ましい話で、最近のスコープ 3 なんかもそうなんですけども、事業者間の比較に使うわけではないんだ、ということが、何度も何度も言われていてですね。まあ基本的には時系列変化をみるだけなんだ、というようなことを言われているんですけども、環境報告ガイドラインの基本的なスタンス事業者間比較ができるということなんです。それで事業者の方々は、それはよく見てみればわかると思うけれども、そんなことができるようなものではないんだ、と皆さんおっしゃるんです。それはバウンダリーの問題とかいろいろ考えてみると、確かにその通りなんですけれど。そういうスタンスをなくしてしまっただけでよければ、消しますけれども、むしろそうすると、比較可能性というかそのガイドラインの役割自体がなくなってしまいます。だから事業者間比較ということを強く、ここに本文の中に書かない方がいい、というふうにおっしゃるのであれば、中の方に、例えばこういうケースで比較するということを書いていくことになると思いますけれども、それでいいでしょうか。

富田委員

あの、全くその事業者間比較をエリミネイトする必要はないと思うのですが、そういうのをやる場合は、その境界条件その他、いろいろ、安易に簡単に比較できるものではないんだよ、というような注釈みたいなものをきちんと明確にしておく、ということが大事ではないかなというふうに思います。

上妻委員長

いや、なかなか難しい宿題なので。そうしていただければ、我々も本当によくですね。そうすると、統一的なフォーマットとかという話がまた出てきてしまうので、そちらの方が、もっと好ましくないんだろうとは思いますが、でも。

「ガイドラインの改訂の経緯」のところに、いろんな議論が出てきて重要だったところって通常書いていくんです。その中で、比較可能性の事業者間比較については、必ずしもそれがいつも担保できるわけではないので、ガイドラインに沿って書いたところで、できるわけではないので注意が必要だ、というようなことが、どこかで文章として入れ込むようにするというので。序章で対応ということよろしいでしょうか。

富田委員

でもまあ、この章があるのであれば、ここには何か書いた方がいいのではないかと。

上妻委員長

じゃあ、どういうふうにしたらいいと、思われますか。

富田委員

えー、そうですね、何かわかりませんが、注釈みたいに入れられるのであれば。事業者間比較の場合はバウンダリーの問題、こういった問題があります、みたいなことをここに明確に書いておけばよいのでは。これは必ずしも読み手のためのガイドラインじゃないかもしれないので。まあ、性質上、合致するのかわかりませんが。

上妻委員長

わかりました。では4ポツとして、「事業者間比較」という項目を設けて。そこで、事業者間比較をするときには注意が必要です。必ずしもバウンダリーが同じではないし、諸条件が違うので、数字そのものが完全に比較可能な状況ばかりとは限りません、といったようなことを書くということで、よろしいでしょうか。

富田委員

はい。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。だんだん皆さんお疲れになってきたと思いますので、ちょっと休憩を入れさせていただくということで、いいでしょうか。では、すいません、私の時計であると、55分まで7分ぐらいあるんですけども、55分に再開ということで、ちょっと休

憩にさせていただきたいと思います。

【休憩】

上妻委員長

それでは、皆さん戻られたようですので、早速、再開させていただきたいと思います。

休憩時間の中にこちらで協議をさせていただきまして、先ほどの KPI のところの 1 番目にあった「数値情報の有用性」に関しては、16 ページに「理解容易性」のところの 3 番目に「数値情報の活用」というところがありまして、そこに KPI のことが書いてあるのですが、こちらに移させていただきたいというふうに思います。そうすれば、上位の概念のところに入りますので、今のところよりはいいかというふうに思います。

先の KPI のところは、それを除いた KPI のところの説明をしていくということで、社会に対する説明責任を配慮するといったような文言を、四角の囲んだ本文の中に入れられるようにしていきたいと思います。

それでは、次の 3 章、4 章に行く前に、まだ 2 章のところ、これを言っておかなければいけないということがありましたら、お願いしたいと思います。では市村委員、お願いします。

市村委員

先ほどの富田委員の、比較可能性、事業者間のについてですけども。これはやっぱり、何か、将来的には、何となく事業間の比較可能性も出てくるというような意味合いで、今はダメだけど、というのも一応いれておくべきではないかと。やっぱりどうしても必要なもので。確かに、書いておくべきじゃないかなというのが 1 つ。

それから、この、目的適合性のこのレリバントのところなのですけども。どうもやっぱり、重要性の判断と目的適合性というのは、今ひとつわかりづらい表現になってくるなという気がするんですけど。この「重要な情報とは、利用者の意思決定に影響を与える情報です」と言って。レリバントな情報というのはまったく同じ。じゃあ、同じでいいじゃないか、ということも言えるのかもしれないね。

上妻委員長

あの、「可能性がある」というのが、上には入っているんですけど。

市村委員

あ、そうですか。

上妻委員長

はい。Capable、Capability が大事だ、と書かれているんですよ。

それが、その目的適合性の最大の要因だというふうに、概念フレームワークとかでは言われているんです。

市村委員

何かこう...ああ、すみません。

上妻委員長

あの、わかりにくいと思います。会計専門家でもわかりにくいと思います。ただ、これはもう実例で見ていただくしかないのです。概念で説明するのは、ものすごく難しいんですよ。基本的に、役に立つ情報はどんな情報か、という話ですから。ここの立てつけとしては、環境報告に載せる情報は、役に立つ情報を載せてください。役に立つ情報というのは、その情報があることによって、ステークホルダーの人たちの意思決定に影響を与える可能性があるものなんだ。それは一般論として言われているものなんだけれども、同じ情報でも、ある会計期間のある会社のある会計期間と、次の会計期間では、何というんですか、実際に意思決定に影響を与えないものもあるかもしれない。個社ベースで 1 個 1 個の情報を精査していかないといけないので、その時の精査の基準が重要性ですよ、というふうに言っている。まあ、概念フレームワークなんかでも、目的適合性と重要性って同じ話で、目的適合性って一般論を言っていて、重要性って具体的に個別のことを言っている。だから、裏表のようなものだと言っているのですが。基本的な考え方としては、環境報告の中に書く情報は、意思決定に影響を与えるような可能性のあるものをまず入れてくださいね。けれども、その中に本当に重要な情報がもれているケースがある。なぜかということ、意思決定に影響を与える情報が全て載っているわけじゃないからです。だから、中の情報は意思決定に影響を与えるような情報でなくてはいいけれども、必ずしも全てが網羅されているわけでもないし、全てを網羅することをお願いしているわけでもないんです。ただ、中に入れているものは、意思決定に有用な情報をまず考えて入れていただきたいんだけど、個社ベースでそれぞれの状況を見たときに、重要な情報がもれている可能性がある。それをもれないようにしてください、と言っている。それが重要かどうかというのは、本当に 1 個 1 個の情報を見たときに、その情報がその段階で意思決定に影響があるだろうか、どうだろうか、という精査が行われるので、その行われた結果を反映して、入れるか入れないかを決めてください、という考え方なんです。ですから、記載報告の決のところは、重要性のところにおいてですね。目的適合性は重要性を決める要因になっていないのは、具体的に情報をとるかからないかって、最終的には重要性で決めていくしかないのです、重要性のところこそ書いてあるんです。

これはおそらく、専門の方々でも、すごく理解するのが難しい話なんですけれども、書かざるを得ない。これは GRI ガイドラインを見ていただいてもわかると思いますが、GRI

ガイドラインはここに書いてあるものを全部まとめて、重要性、マテリアリティと呼んでいてですね。それでもやっぱり、ロジカルに、ロジカルなところでですね、少しミスが、若干はあったりするんですね。だからといってエクスキューズしているわけではないんですけれども、少し、何か 3 つぐらい例を出して、こんな時にはこういった情報って重要ですよ、とかっていったような例を出していただいて。それを判断して、見ていただくしか、ないだろうというふうに思います。

市村委員

わかりました。あと、もう1つなんですけども。これはもう、会計の専門家だからあれなのかもしれないんですけど。利用者の意思決定って、IFRS のレリバントは非常にわかりやすく、投資家ですから、投資家の投資判断の意思決定ということで、もう、そのままつながっちゃうんですけど。その、マルチステークホルダーだと、いろんなステークホルダーがあって、そこが全部、意思決定に影響が...例えば地域住民、どういう意思決定なのかというのは、これは作成者サイドでは、多分、何となく想像がついているんな話があると思うんですけど。あ、これは作成者のためですね？

上妻委員長

いや、両方です。

市村委員

そうすると、利用者がよくわかるかな、というのが気になったのですが。

上妻委員長

ええと、意思決定っていうのは、何らかの態度、行動をとることですから。例えば地域住民で意思決定をしなければならない人もいるし、しなくてもいい人もいるわけですよ。それは投資家でも同じだと思うんですけども。投資家といったときに、潜在的な投資家まで含めれば、我々全員が投資家になってしまいます。だから、何らかの意思決定をしなければいけない人がいたときに、その情報を見て、その人が意思決定をするときに必要な情報が全部あるのか、どうなのか、という考え方ですから。何というんでしょうか、細かい手順書じゃないんですよ。基本的な理念だとか、考え方を書いているだけです。だから、それを具体的なレベルに落とされて、こういう具体的なケースはどうなんだ、というのは、あまり適切ではないように思うのですけれど。いかがでしょうか。

國部委員

少しよろしいですか。

上妻委員長

はい。

國部委員

長くなるんでね、ここは言及しないでおこうと思ったんですけど、今、市村先生の方で言われたので。やはり、意思決定はしてないですよ、環境報告書を読む人たち。一番たくさん読んでいるのは誰かという、有数の読者はやっぱり学生とか研究者。つまり、この報告書、もちろん意思決定に役に立つことも重要だけれども、ステークホルダーへの理解が将来の意思決定に役立つだろうとか、ワンクッション入れるような文章を、どこかに挿入していただくのが、多分、望ましいんじゃないか。というのは、逆に意思決定に役に立たなければ、こんな報告書作らなくていいんだ、というロジックになってしまいますので。ほんの少しでいいので、少し理解を促進させる、将来の意思決定に役に立てるのも含むとか、何かあると、いいかなというふうに思うんですけどね。

上妻委員長

それは、好ましくないんじゃないでしょうか。そうなってくると、いろんな情報をすべて入れなければいけなくなってきてしまいますので。

國部委員

意思決定というのが、実際されてないということはね、私たちは理解しておかなければ。

上妻委員長

意思決定はするかしないかじゃなくて、意思決定をしなければいけないときに、必要な情報がある、ということであって。意思決定をする人たちが、全ての人たちだと言っているわけではないんです。

國部委員

まあ、そこも多分ね、議論があって。だから市村先生がおっしゃったのは、そういうことだと思うんですよ。投資家の意思決定は、はっきりしていますが、他の人の意思決定は非常に曖昧な形になるので。

上妻委員長

でも、投資家の人たちは、必ずしも意思決定をしているわけではないと思いますが。

國部委員

そうそう、そうそう。

上妻委員長

関連の話ですか。

富田委員

はい。

上妻委員長

じゃあ、すみません、お願いします。

富田委員

ちょっと私も、これ、実はひっかかっている、実は発言を控えていたんですが。やはり今の学生の例でもですね、もしかしたらこういうのを読んで就職を決める人がいるかもしれないんですけども。そういったときに必要な情報って何なのかっていうのは、結局わからないと思うんですね。ですから、あまりこのところですね、強調し過ぎると、非常に、どこまで情報開示していいのかって、非常に分かりにくくなる、という気は、いたしました。あんまりここは表現を強めない方がいいかなと。

上妻委員長

ええと、表現を強めているわけではないんですが。これは、概念フレームワーク...まあ、基本的にその、会社が報告書を出すときに、役に立つ情報の特性って何なのか、ということを書いているだけです。で、情報を見るときって、多くの場合、情報を見ておそらく、いろんな会社に対してそのフィードバックが来ないというのは、単に見て、話題にしているだけっていうことが多いから、というふうによく言われているんですけど。それでも意思決定をしなければ、何か決めなきゃいけないときに、その会社が実態がどうなっているのかを見る、ということであって。意思決定のために特別な情報を出す、ということではないんだと思います。なぜかという、実態を見ているだけです。何をやっているのかがわかれば、それは、意思決定に役立つ情報だということになるんだと思うんですけど、そうではないのでしょうか。

富田委員

まあ、逆の意味では役立つかもしれないんですけど、その意思決定を目的とさせるのは、必ずしも適切ではないかなと。だから、どっちかという、まあわかりませんが、その有用な情報とかですね、もう少し、こう、ふわっとした表現で書いていった方が、より現実に近いんじゃないかなと。

上妻委員長

ええと、有用な情報というのは、もともとのオリジナルにあるやつです。要するに、環境報告に載せる情報は有用な情報でなくてはいけません。有用な情報の特性って何なのかというと、誰かが意思決定をしなきゃいけないときに、その意思決定の役に立つ、変える可能性がある情報だと思います。例えば、スーパーの中の魚の産地の情報を見ていただくとわかると思うんですけど、通常の場合だったら私は見ないけれども、そこに住んでいる魚の場合だったら産地は見る、とかっていったような状況があったとすると、それは重要な情報にあたる。といったような形で。人によって全然違うものですから。でも、それは、魚食べない人にとってはどうでもいい情報ですよ。でも、その人たち、それを見るかもしれない。だけれど、大事なことで、それを何らかの意思決定に使わなきゃいけないことがあったときに、その情報を見る人たちのために必要なんであって。その時に、ちゃんと役に立つように情報を出してくださいね。そうじゃなければ報告書を作る意味自体もないんじゃないですか。

富田委員

ということであればですね、どちらかということその、要するにその企業の環境に対する取組を知るのに有益な情報という意味ぐらいで、いいのではないかなと。

上妻委員長

それは、ですから、環境報告の最初の理念のところにかかれることになっていると思うんですけども。

富田委員

はい。

國部委員

だから、この目的適合性のところの、目的に意思決定が強調され過ぎているというのが、懸念されているんですよ。

富田委員

そうですね、はい。

國部委員

だからその、もう少し企業を理解したいという目的とか、いろんなニーズに適應する、それで具体的にことは意思決定ということの方が、多分、望ましいんじゃないかというのが、いろいろな委員の方のご意見だと思うんですけども。

上妻委員長

ええと、それではですね。ここの目的適合性のところの四角の中身のところ、「事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性がある」と判断した情報」のところの、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある」と判断した情報」というところを「有用な情報」というふうに書き直させていただいてですね。その「有用な情報」の中身の説明の中に、その意思決定に影響を与えるということに書きこむというような、書き方にさせていただきたいと思えますけれども、それでいいでしょうか。

國部委員

まあ、見せてもらって考えたいと思います。

後の方は、全部、意思決定だけになっちゃうんですか？そしたら。説明は、上が有用で、有用は全部、意思決定だけになっちゃうんですかね？そこはちょっと気になりますけど。

上妻委員長

でも、そういうふうに、なっていませんか？一般。

國部委員

いやいや、理解するとか。理解を促進させるとか、そういう目的も入れていただけたらいいかなと思います。

上妻委員長

それは、環境報告の目的の中にはあると思いますけれども、ここでは、環境報告の中に入ってくる情報の特性のことを言っているのであって。情報の目的のことを言っているわけじゃないので。

國部委員

情報の特性も、多分、そうじゃないんですかねえ？

上妻委員長

情報の特性って 。

國部委員

つまり、そうじゃなかったら、意思決定に役に立たない情報は全部いらないう。という。

上妻委員長

いえ、いらぬとは言っていないです。だから、中に載せる情報は、意思決定に有用な情報を載せてくださいね、といっているだけで。

國部委員

うん、だから意思決定にしか有用じゃないわけですよ。意思決定には有用でないけれども、理解を促進するような情報が、ほとんどじゃないですかね？

上妻委員長

だから、理解を促進するというのが目的であれば、理解が促進されるということが、意思決定になるんじゃないでしょうか。

國部委員

いや、ならない。意思決定しない場合があるから。ただ読むだけで、意思決定しない人もたくさんいますから。読みたいというニーズがありますから。

上妻委員長

だとしたら、そのことのために環境報告を作成する意義はあるんでしょう？

國部委員

そこはもう、議論が多分ありますけど。今の実務はほとんど、そうだと思います。

上妻委員長

だって、実務のことを前提に話してもしょうがないと思うんですけど。要するに。

國部委員

やっぱり。

上妻委員長

どういう、その、ロジックの組み方になるのかということが重要なのであって。ここは原則のところですから。

國部委員

うーん。ここの原則で意思決定に役に立つこと以外のことが、書かれないんですよ、この一般原則の中に。最初の方は、アカウンタビリティを果たすことというのはあるんですけど、一般原則の中にそこはないので。

上妻委員長

ええとですね、ここはですね、少し通常の書き方からするとアレンジのあるところで。通常はどうやって書いているかという、情報が有用であるためには意思決定に...その、目的適合的な情報でなければならない、とっているんですね。だから当然のことながら、有用じゃない情報ものっかることがある、という前提で。例えば概念フレームワークなんかは書かれているんです。そういう書き方がいいですか？

國部委員

例えばですね、環境報告の基本は、先生に申し上げるのもちょっとあれですが、アカウンタビリティがあって、その情報を知りたいというニーズに対して応えなければいけないって義務も多分あると思うんですよね。そこが、この報告原則の中では全く書かれてない。説明責任は、前のところでは書かれているんですよ。でも報告原則の中には書かれていないので、少しぐらい言及があったらいいんじゃないかなと私は思いますけど。

上妻委員長

じゃあ、例えばどんなふうにですか。

國部委員

ですから、今申し上げましたように、その影響を与えられる人たちの、ニーズに応えるとかいうような表現。その程度でいいと思うんです。

上妻委員長

それはあの。

國部委員

で、ニーズに応えるということが、イコール意思決定ではない。

上妻委員長

14 ページのところを見ていただきたいんですけども。環境報告の基本的な考え方のところ、それは出てくるんですけども。ですから、ここの「目的適合的な情報」のところ、意思決定云々というところが、その意思決定をするとかしないとか、その細部の話になってくると、そこは本当に議論の余地のあるところだと思うんですけども。目的に関しては、ステークホルダーの人たちが何らかのために役に立てる、それは理解をするということも含めてですね、使っているということをやちゃんと定義しているので。それが意思決定でないというか、意思決定であるのかというのは、全体的な、何というんですか、定義だとか構成の問題になってくるだろうと思うんですけど。

あまりその何というんでしょうか、他のところと辻褄が合わないような書き方をしていくことは、なるべく避けたかったので。原則のところはもう必要最低限に書いてあるんですけど。ですから、事務局としては、できれば誤解を生じるんではよくないんだと思うんですが。「意思決定をしない情報、意思決定に役に立たない情報も、目的適合的だ」というロジックの作り方というのは、好ましくないんじゃないのかな、というふうに思うんですけど。

國部委員

情報ニーズがあってもですか？

市村委員

すいません。多分、日本語の「意思決定」というのがいけないんですよね。それで、英語の多分「Decision」というので、そのまま訳して「意思決定」と言っていて。多分、ここでの「Decision」というのは、その内容の理解から、本当に日本語で言う意思決定をするときのものから、多分広く含んでいるような印象を持っています。だから、じゃあ日本語を何にしようかといわれると、困っちゃうんですけど。

上妻委員長

じゃあ、「意思決定」という言葉も注記に加えさせていただくというので、どうでしょうか。説明責任を果たすという意味で、その説明責任を果たしてもらって、その内容を理解するということも意思決定の中に含まれます、ということで、この目的適合性の2ポツぐらいのところに入れさせていただくか。もしくは1ポツの中に、後段のあたりに入れさせていただくということはどうでしょう。

國部委員

まあ、ちょっと入れていただいたのを見て考えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

上妻委員長

じゃあ、一応、そういうふうにさせていただきたいと思います。他に何かなければ、あ、すいません、魚住委員、お願いします。

魚住委員

比較可能性についてなんですけど、私も富田委員の意見に賛成です。企業間の比較は、ほとんど難しい不可能に近い。もう少し詳しく考えると、総量、絶対量での比較は可能です。多いか少ないか。こちらの方は、その比較するためにこのガイドラインの主は作成者

側なんで、比較可能にするために、組織バウンダリーとか算定方法の明記は大事や、いうことを言っていたのと、絶対量で比較しても比較に普通はならないんで。まあ同じ業種であっても、売上高で割ってみるとか、生産量で割ってみる、原単位の比較をして比較することが現実には多いと思うんです。

そのときに問題になるのは製品構成の違い。それと環境負荷が地域がどこか。つまり総量規制がかかっている地域に工場があるのか。あるいは協定が非常に厳しいところでやっているのか。そういうのによって違ってくるわけなんですよ。だから、そういう意味で、絶対量で比較するには、バウンダリーとか算定方法の明記が重要なんだけど、読者側が比較するには、製品構成の違いとか法規制の違いとか、そういうのがあるので簡単に比較できないというような。そこまで書いていただけたらいいなという思う次第です。

上妻委員長

原則のところなので、そこまで書けないです。また、先ほど市村委員のお話、ステークホルダーとしてはごもっともだと思いますので。比較可能性のところの最後のところですね、ま、事業者間比較をする場合という項目を設けさせていただいて。ステークホルダーの中には、事業者間比較に関心の高いステークホルダーもいるということ。ただし、完全にそのバウンダリーが整っていても、状況に応じて、その何というんですか、数学的な厳密な意味での比較というのが、非常に難しいということがあるので、注意が必要だといったようなことを書くということにさせていただきたいんですけど、それでご勘弁いただけないでしょうか。

魚住委員

それで十分です（笑）

上妻委員長

すいません、時間がなくなってしまうので、もしこれだけは重要なので今言っておきたいということがあればお受けしますけれども、そうでなければ先に行かせていただきたいのですが。はい、どうぞ。

魚住委員

すいません、簡単に言います。1章にさかのぼって申し訳ないんですけど。9ページのところで、佐藤委員が言われたところで、中間報告で書かれている9ページの下の方の「資源生産性の抜本的向上で、3行目の「経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費を分離すること」。これ、普通にここだけ読んだらやはり理解しにくいので。例えば、増大する価値創造。これはGDPなんかの増加とか、と、資源消費を分離。これがまあ、デカップリングの概念なんで、そういうように少し字句を変えたらわかりやすくなるんじゃないかと思

ます。

上妻委員長

ええと、価値創造じゃなくて、消費と資源消費の分離ですよね。あ、資源利用の分離、ですか。

魚住委員

だから、その場合の生産であれば、資源を少なく、寿命を延ばすという生産の仕方を意味しているんだと思います。

上妻委員長

ですから、それが資源生産性の向上というタイトルになっているんですけど。

魚住委員

いやいや。

上妻委員長

要するに、それをデカップリングする上で、資源生産性の向上が有効である、という。

魚住委員

だけど、そのときの生産というのが、わからなくて、最後は金額に換算されて、GDPにつながってくる部分だと思うんですよね。経済成長とそれに付帯して増大する価値創造。

上妻委員長

価値創造の方が、わかりにくくならないですかね？

魚住委員

まあ、GDPとか、豊かさを増やしていっても、資源消費は増大する…。

上妻委員長

基本的には、消費が増えることで資源の消費が増えていく。つまりその消費者が消費をすることで生産していかなくちゃいけないので、資源消費が増えていくので。消費者が使う分に比例して、資源消費が起きないように生産性を高めてください、という考え方なので。それがわかるような形で、少しこここのところを言い換えるということで、よろしいでしょうか。

魚住委員

はい。

上妻委員長

はい。では、そうさせていただきたいと思います。

(3) 第 3 章 環境報告の記載枠組について 資料説明

(4) 第 4 章 環境報告の基本的事項について 資料説明

上妻委員長

それでは、時間もありますので、大変恐れ入りますけれども、次の 3 章、4 章の方に行かせていただきたいと思います。では、簡単に説明をお願いします。

資料説明 65-02:49:18~02:57:20

事務局（環境省・猿田課長補佐）

それでは、28 ページをご覧くださいませでしょうか。まず第 3 章ですが、4 章以下のところが確定してから、また文章の追加少し修文をしていきたいと思っていますので。その、28 ページの四角のところだけご説明させていただきます。

これ、記載事項の順序について、一応書いているんですけども、基本的には中間まとめのところから引き継いでいるところの事項です。それに、経済的とか、社会的とか、その他というものを、目次に連動する形で書いたというものです。

一応、下のところで、KPI の時系列一覧とか、個別の環境課題に対する対応総括、マテリアルバランスについては、標準開示様式を参考に作成してください、ということで、今回は参考として開示様式を出しているという形。また、なお事業特性によって内容の異なる事業者固有の記載事項については、記載にあたって創意工夫が望まれます、ということを一応付記しています。

31 ページですが、マテリアルバランスにつきましても、基本的には前と一緒にものを今のところ付けておきまして、それに事業エリア外の外部循環というのを加える程度で。これにつきましても前回、検討委員会でもございましたとおり、製造業じゃない、非製造業のやつも、何かいいのがないかということで、これから考えたいと思っていますところ。

続きまして 34 ページです。第二部のところですが、最初にご説明しましたとおり、ここに書かれる情報として、「記載が必要な情報・指標」ということと、「重要性により記載が必要となる情報・指標」ということで整理をしています。

第 4 章の、基本的な事項ですが、最初に基本的要件について書いています。範囲と期間のことを、まず「必要な情報」として書いて、「重要性により必要となる情報」には変更した場合の取扱いということを付記しています。その次に、「記載にあたっての留意点」とい

うことで、一応その細かい留意点についての説明をそれぞれしています。一部、限定した場合、異同がわかるように書くとか、というようなことを書いています。

それから 36 ページは捕捉率のことと、あと対象期間が、財務会計との差異がある場合については、それについての説明をしてください、ということを書いてあります。捕捉率に関しましては、2007 年版と基本的には考え方は変えておりません。期間について、ちょっと付け加えているという形です。

38 ページを見ていただきまして、「報告方針」は新しく加えました。これは重要性の判断に基づく記載事項の決定とか、どういうふうに考えて記載事項を決定したのかといったことや他の報告との関連性など、報告において採用した方針等に関して記載していただくということを考えています。準拠した基準やガイドラインは、2007 年版と同じように記載をいただくというように考えています。

それから留意点に関しましては、「重要性の判断の根拠や重要な情報が網羅的に記載されていることが分かるように記載します。」といったことや、より詳細なものについては、後ろのほうのステークホルダーとの対応とか、重要な環境課題の特定とか、そういうところで書いていったらよいかということを書いてあります。

それから 39 ページの「公表媒体の方針等」ですが、これも加えた部分が一部ございます。ウェブ等で開示する場合には、特に留意する部分について、少し説明書きが留意点等に加えています。

「記載が必要な情報・指標」に関しては、それほど変えているところはないんだろうと思っています。「記載等の方針に関する事項」については書いていただきたい、というようなことで加えています。

あとは のところに「重要性による記載が必要となる情報・指標」で、年度内であったり、期末日以降であったり、他のタイミングでも環境報告を実施している場合には、その報告の名称や発行日というものを書いていただくということで加えています。

留意点は、基本的事項、ウェブで開示した場合の基本的事項についてはしっかりと記載をしてください、といったことや、先ほどのアクセス容易性とか一覧性とか、そのあたりの細かい説明を加えています。40 ページの 4 つ目に、一括ダウンロードとか、そのあたりの説明を少ししているというような感じです。

あと、42 ページですが、「経営責任者の緒言」です。これにつきましても大きく内容としては基本的には変えておりません。少し番号がおかしいですけど、「記載が必要な情報・指標」はコミットメントをまず書いていただきたいと。少し書きぶりについては、すっきりした形で書いているものです。

「重要性により記載が必要となる情報・指標」は、参考としてこういうことも留意して書いていただきたいというような、重要性があれば書いていただきたいということで付記しています。

44 ページですが、「エグゼクティブ・サマリー」です。「事業及び環境報告の概要」とし

て、「エグゼクティブ・サマリー」という言い方をしています。基本的には前回、2007年版の事業の概要をまず書いていただくということ。前回の、2007年版では、「総括のところに環境報告の全体の概要についても書くことが望ましい」という表現がありましたが、それをこっちの方にちょっと別出しをして、書いていったというのが、今回のちょっと変更点です。その事業の概要を書いていただくのに合わせて、その次に環境配慮経営の概要と書いたものも一緒に書いていただくといったようなこともいいんじゃないかと。

場合によっては、概要については、KPIの時系列一覧や個別の環境課題に関する対応総括とか、そっちの方に含めてもよいですよということで、比較的その自由に、企業の皆様が、事業者の皆様の考えで書いていただけるような書きぶりにはしています。

それから47ページ、「KPIの時系列一覧」ということで。前回の、指標の一覧が参考資料についておりましたが、その中からKPIについて取り出したということです。ただ、いろいろな他の資料も一緒にあわせて書くことは、当然、可能ですというような感じで書いています。一応、概ね5年ということと、あとはそれに関するKPIに関する補足情報ですね、バウンダリー等、そういうものはしっかり書いていただきたいということで。48ページに「標準開示様式」という言い方をしていますが、こちらへんを参考にして作成してください、という趣旨で書いています。

49ページ、最後ですが、「個別の環境課題に関する対応総括」ということで。これが個別の事項ですね、網羅化したエグゼクティブ・サマリーの方は基本的には全社的な事項、こちらの方が個別の対応ということで、PDCAサイクルが分かるように書いていただきたい、ということで書いています。

留意点としては、KPI一覧との関連性が分かるようにだとか、あとは重要な課題が何であるかといったことが分かるようにしっかり書いていただきたい、という趣旨で書いています。プラスして、補足情報についても書いていただくということで、52ページのところでまあイメージではございますが、こういうような様式を参考にこれから事業者の皆様に、より良い開示情報を考えていっていただければよいのかなあというような趣旨で、開示様式の参考にまで付けているという状況です。以上です。

(3) 第3章 環境報告の記載枠組について 討議

(4) 第4章 環境報告の基本的事項について 討議

上妻委員長

はい。それでは例によりまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思いますけれども。なるべく皆様のお知恵を拝借したいので。修正点等についてもご指摘いただきたいというふうに思います。それでは國部委員からお願いします。

國部委員

ありがとうございます。ちょっとまあ、コメントというか、意見ざっといいますので。可能な範囲で反映していただけたらと思うのですが。

最初の 29 ページの KPI のところで、大きなのはこの、【標準開示様式】のところで、「環境課題」があって、その次に「重要」っていう欄があって、マルがついていますよね。通常 KPI の、Key Performance Indicators の「Key」というのは重要、コアという意味ですから。KPI の中にさらに「重要」で振り分けるのは KPI の意味がなくなってしまうと思うので。これは、問題じゃないか。で、世界でこういう報告書、多分、ないと思うんですよね、KPI 出ている、「重要」っていうのは、だからちょっとここは、ぜひご検討いただきたいと思います。

あとは形式的なことなのですが、【標準開示様式 1 - 1 : KPI】の右にいくと、× 1、× 2、× 3 って、多分これ、2001 年、2002 年かな、と思うんですが。何のことが、ちょっとわかりにくいとか。

それから「CO₂」にエクイバレントの「e」が付いてますけど。この説明がなく、もう「CO_{2e}」で全部いってしまうのかどうか、とかいうのがちょっと、重要なポイントじゃないかなあとと思います。

とりあえずそれだけ申し上げておきます。

上妻委員長

29 ページの【開示様式 2】のところの「重要」と「KPI」は、おそらくこれ、KPI で何を作ったのかっていう、使ったのかということがわかればいい、ということだと思います。整理・統合して、どちらに、「重要」にするのか「KPI」にするのかも含めまして、直させていたいただきたいと思います。

國部委員

はい。お願いします。

上妻委員長

それから... × 1、× 2 のところは、年号等がわかるような形に。

國部委員

これ、「年」という意味ですよね？何年って、「× × 年」とかしておいてもらう方が、ずっといいと思いますね。

上妻委員長

はい、そうだと思います。

それから「e」に関しましては、注記なり何なりがちゃんとできている。少なくとも書

いてあることの意味がわかるように、全部、注記を加えたいというふうに思います。

國部委員

はい。お願いします。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。富田委員、お願いします。

富田委員

4章のですね、35ページですけれども、報告対象の主要な会社、「会社数」みたいな表現が出てくるのですが。会計の世界では、基本的にこういう考え方で非常に素直にいくと思うのですが、環境の世界の場合は、だいたいやっぱり ISO14001 みたいなのをベースにしている場合があるので「会社」というより、やはり「事業所」なんですよね。かなりこの「会社」という考え方は非常に難しく、物事を難しくさせるケースがあって。1つの会社でも、すごくいろんなところに小さいオフィスを抱えていたりとか、そういうのもあるので。当然これが理想論ではあると思うのですが、やはり「事業所」というコンセプトを明確に入れていかないと、現実的には、このガイドラインとしてあまり有用性がなくなってしまわないか、というふうな気がいたします。

基本的には同じ考え方が、次のページの36、37の、捕捉率のところも問題で、これも非常に理想論が述べられていて、捕捉率がわかるためには、100%が何であるかがわからなきゃいけないのですが、現実的に多分、環境の世界で100%はわからないんですね。これがみんなの悩みで、やはり、まず、だいたい始めるとすると、製造事業所から始めます。製造事業所をまず捕捉します。非製造部門はぬけてますとかですね、非常に小さい事業所は無視されてます、海外は無視されてます、グループ会社は無視されてますといった、そういうケースがあって。結局100%がわからないというのが現実なので。

実際にできるのは、この()に書いてある、捕捉率が正確に把握できない場合のやり方みたいなことが、取られざるを得ないと思いますので、ここは明確に、わかるような形で書いていった方がいいかなと。これはあくまで本当に会計の世界、そんな理想論がかなり述べられているので、そこは考え方を変えた形で書いた方が、より実務的なガイドラインになるのではないかなと思います。

上妻委員長

ありがとうございます。最初の、35ページのところですが、ここはおそらく、報告対象としては、組織の範囲という意味で、組織に何が含まれるのか、という例えば会社名だとか会社数だとか、それから事業所名だとか、製造施設だとか、そういったようなことになると思いますので。そういう、もう少しジェネラルな書き方になるように、少し修

文をさせていただきたいというふうに思います。

それから捕捉率のところですけど、おっしゃる通りなんですけれども、重要性の原則で、小さなものについては割愛してしまうので、100%が何なのかがわからないっていうのは、確かに連結範囲で売上高とかそういうので集計しない限り、その通りだと思うのですが。例えば、どうなんでしょうか、製造事業所の何割ぐらいとかっていうのは書けないものなんでしょうか？

富田委員

それは多分、できると思いますね。ただ、そういう意味では、製造事業所だけに限れば、ある意味で多分、現実的にはできると思う。ただ問題になってくるのは、そこまではできても、本当の意味で会社全体となると、小さなこう、オフィスを間借りしていますとか、そういうのもたくさん出てくるので。まあ、そこは、できなくなるという意味です。

上妻委員長

例えば、100%連結範囲を集計している、とっているような会社の場合って、そういう問題って、どうなっているんですか？

富田委員

多分、そういうふうに言っている会社があるのかどうかはわかりませんが、例えばですね、わが社の場合は、ISO14001の取得範囲、まあ、グローバル連結で1本の、もう統合事業所になっているのですが。それでも認証の範囲というのは、全ての製造事業所と、営業所的には100人以上の非製造事業所というふうな、その事業所単位でみている。だから非常に小さいオフィスを間借りしていて、10人しかいない子会社は無視されていたりします。小さな会社であっても、たまたま本社ビルにいればそれは入っていると。そういった区分けになっています。

上妻委員長

わかりました。これは前回のガイドラインの中身をそっくりそのまま持ってきているのですけども、その頃から、企業の委員の方々からは、そんなことできないとずっと言われ続けているところなのですが、要するにこれの何が問題かというところ、バウンダリーが、企業ごとに異なっていて。厳密にじゃなくても、ラフにでも、比較可能性がないというところが大きな問題点なんですけれども、そのためには、どうしたらいいと思われませんか？

富田委員

これは先ほどの比較可能性の問題と全く同じ話だと思うのですが、やっぱりそういう意味でいくと、非常に日常に、行われてですね。例えば製造と非製造って切り方があるとか

ですね。日本国内と海外があるとかですね。その本社と子会社があるとか。そういった、いろいろな違いがあるんだよと。ここをどこまで、ちゃんと報告対象範囲に含めているのかを明示しなさい、みたいな書き方が、やみくもに捕捉率で 88%とかいうよりは、よりは意味があるような説明になるのではないかなと思いますね。

上妻委員長

ということは、それはバウンダリーのところを書くということになるんですか。

富田委員

まあ、どっちかという、そう、そちらの方が重要じゃないかなと思いますけどね。

上妻委員長

うーん。國部委員、どうですか。

上妻委員長

いやあ、これは、難しいですよ。まあ、私は、捕捉率に関しては、まあ、もう、限界がありますから、まあ、ある程度の形しかできないと思うんですよ。だから、従業員規模でやっていて、100%だけれどもこういう除外があるとか、減点するは何%とか、いうのは、書ける場合に限るとか、というような限定でいいんじゃないかなあと思いますけどね。

それから、比較可能性は、もう、私なんかは比較することはほぼできないと思うので、あまり強調されない方がいいけれども、比較可能性を書かざるを得ないので、まあもう少し限定的に書いた方がいいんじゃないかな、一般論ですけどね、とは思いますが。

上妻委員長

加藤委員、情報を見る側として、どうでしょうか。バウンダリーが一致していないので、比較できないという大きな問題があるのですが。

加藤委員

そうですね、どういうふうにするかっていうところで。厳密に、例えば比較するのは難しいとしても。その傾向値だとかですね。今までの実績、過去こういうことをやった結果としてこういう数値がありました、というだけでなく、これからどういう取組をされるのか、という将来の方針だとか、施策とかもお伺いすることで、今の情報が、今後減っていくのか、増えていくのか。というようなことを考えていって、将来予想に結び付けるのが投資家の1つの目線だと思います。

厳密な情報は欲しいです。ただし、限界もあるというのを理解した上で、どうやって使っていくのかというのが重要。いろんな投資家もいますので、今この断面、この過去だけ

で比較して、スクリーニングして、企業様を選ぶというやり方もありますが、一般的には将来をどう考えていくか、という投資家の方が多いと思います。今申し上げたようなやり方もあると考えますと、どうやって使うか次第だと思います。

上妻委員長

わかりました。確かにおっしゃる通り、正確にできないものをミスとって、いってしまうというのは、あ、関連でしたら。

魚住委員

すいません。製造事業所、非製造事業所、それからオフィスというか事務所、営業所、とあって、これの数だけでも開示してしまって、製造事業所しかしていない、あるいはプラス非製造事業所の人数の多い所だけをやっている。で、件数だけでいったらめっちゃめちゃカバー率低くなってしまいうわけなんですよね。総件数出したら、ものすごく開示が少ないように思われる。ある、やった方法では、電気代だけを調べると。もう、GHG、CO2出す前に電気代の額を全部集めると。それでCO2を推計する。それで概算で出すと。だから、環境負荷物質ごとに総量のなんぼいう捕捉率なんか無理で。例えばエネルギーの、ガス代、電気代ぐらいだけからでも、全体を推定して見るという方法はあるんじゃないかと。そうしないと、全体の事業所の数を開示して、捕捉しているところの割合を言ったら、非常に少なくなりすぎて、逆にミスリードするかと思います。

上妻委員長

わかりました。多分、実態に合っていない記述なので。バウンダリーが連結範囲でない場合に関しては、その捕捉範囲がわかるような、指標の取り方をしてください、というような記述に改めたいというふうに思います。ちょっと、具体的な数値例だとか、そういうのが事務局の方できちっとつかめていないので。皆さんのところにお伺いすることがあるかと思いますが、その時にはまたお知恵をよろしくお願いたします。

他にいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

加藤委員

30ページ目の一番下の(5)のところです。「投融資における環境配慮の状況」ということで、お書きいただいています。これは、投融資というと、どうしても金融を思い浮かべてしまっていますね。ここだけ金融に特化した項目が出てきているようにも見受けられますので、ちょっと唐突感があるかと思ったところです。

言い換えますと、金融にとって投融資というのは、本業を通じた取組でもありますので。(1)の戦略等ということで、そこでも含めて書くことはできるのではないかと、思った次第です。いかがでしょう。

上妻委員長

この、「投融資における環境配慮の状況」は、前のガイドラインにあるんですよ。これはどういう経緯で入ったんですか？私も突然これが出てきたときに、よく意味がわからなかったんですけれど。どなたかこの経緯についてご存知の方いらっしゃいますでしょうか。

おそらく、金融の視点を入れていくとなったときに、事業会社が、実際に行う投融資のことを言っているので、必ずしも金融機関を対象にして言っているわけではないんですけれど。本文の方には、書かれていくんですよ。6章以下のところではね。5章のところですか。

環境省・猿田課長補佐

はい。そうです。

上妻委員長

それとの関連もありますので、例えば、「投資」だけにした方がいいとかって、そういうことでしょうか。

加藤委員

そうですねえ、企業も、全部の企業を含めた投資ということであれば、わかる、と思うんですけども。ただ「投資」ということだけで言うと、どうしても、金融目線なのだからかもしれませんが、金融機関を対象にしているように見えてしまうのではないかと、危惧しております。

そうではなくて、例えば、言葉が思いつきませんが、経営資源の...投資における、とかですね。何かこの、企業全般の投資だよ、というような枕詞なりが付く文言に、変えていただければと思います。

上妻委員長

これは、前のときは「環境配慮促進法」の関係で入っているんです。環境配慮促進法、第4条で、「金融機関だけでなく、全ての事業者に対して、投資その他の行為をするときには、環境情報をちゃんと勘案して行うように努めてくださいね」ということを、環境配慮促進法で言っているのです、これが出ているという。

加藤委員

ああ。はい。

上妻委員長

ですからまあ、法定事項なので入れざるを得ないので。ここに、注記をしてですね。第5章の中で、細かいことが書かれてくると思いますので、第5章を参照するように、というように形でリファレンスができるようにするということで、よろしいでしょうか。

加藤委員

はい。

魚住委員

タイトルを、「投資等における」。「融資」があるんで、金融機関を連想してしまうんで、「投資等における」にすれば、事業者の設備投資をイメージできるのではないのでしょうか。

上妻委員長

そうですねえ。投資その他の行為をするにあたって、と書いてありますので。

魚住委員

はい。

上妻委員長

投資以外だと、融資も含まれるということで、おそらく投融資となったんだと思うんですけれど。

魚住委員

「投資“等”」

上妻委員長

「投資“等”」ですか。

魚住委員

それだけでは、設備投資をイメージしてしまうので「事業者の」をつける。

上妻委員長

これに関しては、法律との関係もありますので、少し吟味させていただいて。後日、第3回のときに、詳しい中身についてもう一度、お諮りいただくことになりますので。そのときまでには、統一したものをお出しできるようにしておきたいと思います。そうさせていただきたいともいます。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

八木委員

1点だけなのですが。エグゼクティブ・サマリーのところの、重要性による記載が必要な事項。44ページなのですが。これは環境に関連する財務情報とか経済的影響っていうのが、必要ではないかというふうに思うんです。個別のケースには入っているんですが。全体についての取組には、挙げられてないのですが。この点について、ちょっとお伺いできればと重います。

上妻委員長

財務データは、必要な場合にはそれぞれの項目に、つくことになると思うんですけど。それが少しわかるようにする、ということでしょうか。

八木委員

全社的なものが、必要ではないかと思っています。

上妻委員長

はい。それについては修文させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。だいぶ皆さん、お疲れになっていると思いますが。では、お願いします。

魚住委員

これは、後のほうと関係してくるのですが、前から言っていました、ストック情報。31ページにマテリアルバランスがあるので、インプットと、事業エリア内、アウトプット、とあるのですが、事業エリア内のところで、ストックという情報を入れていただきたいなあと思います。

上妻委員長

有害物質等のストックですか？

魚住委員

有害物質に限らなくて、あらゆるストック情報です。例えば、危険物とかそういう有害物質もあるんですけど。放射性物質、さらに PCB、アスベスト、土壤汚染、こういうのもストック情報として入れていただけたらという意味です。

上妻委員長

はい。ええと、それはアウトプットのところに入れるべきものじゃないんですかね。確

かに環境の中には出ないんですけれど。生産プロセスから出てきたものですから。

魚住委員

だけど、事業サイトの中に、留まっている限りは、ストック情報になると思うんですが。

上妻委員長

わかりました、それでは、アウトプットのところを分けて、ストック情報という項目を作って入れるということで、どうでしょうか。

國部委員

いいですか。マテリアルバランスっていうのは、これはI-O、インプット、アウトプットの表ですから、あんまり加工できないと思うんですよね。だから、インプットとアウトプット、まあこれもちょっと理論的にはかなり問題がある図ですけど、標準的にはインプットとアウトプットにして、魚住先生がおっしゃったのは、マテリアルバランスのここをいじるんじゃなくて、マテリアルバランスはここで説明して、その下のところにストック情報もあると書くとか、何かそういうふうにされた方がいいような気がするんですけどね。

上妻委員長

これは、おそらく國部委員が一番よくご存じだと思うんですけど。

國部委員

ええ。

上妻委員長

どういう位置付けになるんですか？この、インプット、アウトプットの中だと。

國部委員

今、言われたものは難しいですよ。普通は入ってきたものに依存してアウトプットを考えますから、そのストックのものは、昔インプットで入ってきたら、昔アウトプットになっているかもしれないですよ。

でも、外に出ちゃったんじゃなくて、その組織にあるんだから、今年のインプット、アウトプットにはおかしいんです。つまり、今年、インプットが入ってないから。つまり、アウトプットっていうのは、インプットに依存したものがどうなったのか、ということですから、ずっと前に来て、そこにずっと留まっているものは、インプット・アウトプット表じゃなくて、違うものに関わってきている。理論的にはですよ。

だから、マテリアルバランスとは違って、これで全部あらわせて「全容」って書かれて

いるから、これで全部あらわせるわけじゃなくてというような、何かそんなのがあってもいい。

上妻委員長

ただ、そう考えると、マテリアルバランスというタイトルだったら、それはいらぬということになりますよね。

國部委員

いらぬ、ということになるんです。

上妻委員長

だから、他のところに書くにしても、マテリアルバランスのところに書かない方がいいということですか。

國部委員

そこは議論があると思いますが、マテリアルバランスは、インプット、マテリアルバランス、少なくともインプットはどうなったのかを示すものですから。昔のインプットですよ、それって。

上妻委員長

わかりました。ということは、図の中には書かない方がいいということでしょうか。ただ説明をして、文章で書いた方がいいということ。

國部委員

どうですか、魚住先生。何かちょっと。

魚住委員

いや、エコバランスの考え方もあると思うんですよね。だから、環境に影響を与えるものをインプットとアウトプットを並べる。インとアウトは必ずしもバランスは取れていない。

この表でも、総物質投入量と総製品生産量とか、こういうのは在庫が増えたら全然合わなくなるんですよ。本来、バランス取れてないものだし。

上妻委員長

そういえば、そうですね。

國部委員

だから、どこで妥協するかには、なるんですよ。

上妻委員長

まあ、概念なので。個別のケースでいろいろ問題が出てくるんだらうと思うんですけども、図の中には書かないで、ええと注記で対応させていただくなり、この、事業エリア外のところの下のところ、そのストック情報があるという形で載せます。図示するというところでよろしいでしょうか。他にいかがでしょう。あ、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

44 ページのエグゼクティブ・サマリーのところなのですが、このマイナス情報とトピックスは、エグゼクティブ・サマリーの中に入っているんですよ？何か、ここ日本語の「サマリー」というのは「要約」という意味で、「トピックス」が、特集とか、マイナス情報のエグゼクティブ・サマリーの項目として、書くっていうのはイメージが違うなあと思います。

上妻委員長

すいません、どこのところですか。

佐藤委員

44 ページ、3 が「エグゼクティブ・サマリー」ですよ。それで、「記載が必要な情報」がですよ。その中の、 で。それで、「重要性により記載が必要となる情報」ここで、トピックスと、マイナス情報が入ってるんですよ。

國部委員

2 番目ですね。

上妻委員長

...あ、「不利な情報」ですね。

佐藤委員

ええ、ええ。

上妻委員長

はい。

佐藤委員

これは、エグゼクティブ・サマリーとして書くべきなんじゃないかな？ちょっとそれは、何となくイメージが合わない。

上妻委員長

どういうふうにしたらいい、ということでしょうか？その、こういう不利な情報とかがあっていうのは、ここに書くべきものではないという…。

佐藤委員

いや、あの、むしろ、たくさん書いてほしいので。この「サマリー」で書くというのは、どうなのか、という。

上妻委員長

サマリーは、本文で書かれたものが要約されている、という位置付けになっていますので。当然、本文には、きちっともっとたくさん書かれていく。

佐藤委員

そうですね。

上妻委員長

はい。

佐藤委員

そうすると、本文の、エグゼクティブ・サマリー以外で、もう1回出てくるということですね？

上妻委員長

そちらの方で、詳しく書かれることになって。それが要約されてこちらに載っているという形です。ですから、ここにあるものが、ここに出てきて他にはない、ということにはならない。

佐藤委員

なるほど。

上妻委員長

はい。

佐藤委員

ええと…。

上妻委員長

だから、この場合は、まあいろいろご議論あると思うんですけども。環境報告だと、今だとだいたい40ページから50ページぐらいだと思うのですが。そういうふうなものを、3ページとか4ページぐらいで、重要性の高いものだけ、ぱっと見てわかってしまえる、といったような形で、このエグゼクティブ・サマリーというのが作られていますので。本文に書かれていないものが載ってくるということはないと思います。

佐藤委員

その詳細は、4の「全社的な環境配慮経営に関する情報」で、書かれるのか。

上妻委員長

5章に、出てくるものだと思うので。

佐藤委員

あ、5章に出てくるんですか。

上妻委員長

はい。

佐藤委員

はい、わかりました。

上妻委員長

他に、いかがでしょうか。

國部委員

何もなければ、1点だけよろしいですか。これは英訳もされるんであれなんですけど。例えば、細かいこと、49ページのところで、この「PDCA」の英語が、「Plan、Do、Check、Action」なんです。これは正確には、「Plan、Do、Check、Act」なので。日本語はアクションの方が多いいんですけども。英語の場合はActで、全部、動詞形になっています。

上妻委員長

はいはい。直します。はい。わかりました。

あとですね、私が言うのも何なんですけど、目次をちょっと見ていただきたいんですが。今言っておいた方がいいと思いますので。目次の、裏のところ、ページというところなのですが。この「環境報告における基本」というのは、ちょっと何か、文章としては座りが悪いような気がするの。「環境報告の基礎」ぐらいにしておいた方がいいような気がするんですけど。二部のところも「環境報告の記載事項」でいいような気がするんですけど。「基本」でいいでしょうか。

國部委員

4章ですか？二部が？

上妻委員長

ええと、目次のところで。

國部委員

目次の、一部ですか？

上妻委員長

はい、目次の、一部と二部。

國部委員

ああー、はいはい。基礎ね…。

上妻委員長

「基本」というのは、ちょっと、何か。

國部委員

ああー、なるほどねえ。

上妻委員長

「基礎」の方がいいかな、と思うんですけど。

國部委員

基礎。難しいですね。

上妻委員長

何かもし、いい用語法があれば、お教えいただきたいんですが。

國部委員

なくてもいいじゃないですか、一部と二部

上妻委員長

まあ、そういうお考え方もあります。

國部委員

いや、あってもいいですよ、もちろん。

佐藤委員

そうですね、一部、二部、いらなにかもしれない。

國部委員

なくてもいいような気がしますけどね。うん。

上妻委員長

そう言っていただくと、非常に簡単なので。それでは、一部、二部を、取らせていただきたいと思います。

ガイドラインを作るときに、原則の部分と、それからルールの部分を書き分けようとしたので、こういう構成になっているのですけれども。まあ、出来上がってしまえば、トータルのものとして使えると思いますので。では、ここのネーミングは取らせていただきたいというふうに思います。

他にいかがでしょうか。もし、前のほうのところでも、ご指摘事項があるようであれば、お願いしたいというふうに思います。

まあ、基本的には、今日いただいたご意見を参考にしまして、修文をして、最終的に一度、皆さんのところには、サーキュレーションするんですよね。その結果が、他のものと継ぎ足されてですね、パブリックコメントになりますので。

もちろん、5章以下についてはまだ全然お見せしていないので、それが全部出てきてからということにはなりますが。そんな順序になっていますので、必要とあれば、ご指摘をどんどんいただきたいというふうに思います。はい、お願いします。

魚住委員

6章とか目次だけの話なのですが。前回もちょっと、言ったんですけど、今回も、震災とか、天災とか、そういう事故とかあった場合、それによる環境影響、それについても可能

な限りすべき、という考え方をしているんですが。6章でみる限りは、あくまでこう、定常状態の話であって、そういう非常時の環境負荷を、どういうふうに記載すべきか。もう、今出ている報告書でも、例えば PCB 含有機器が津波で流れてしまったとか。そういうのも記載していない理由があるわけなんですよね。だから、いろんな重油タンクとか、ああい
うのも流出している。

上妻委員長

それは、入れることになっていたんですよね。で、第 1 回目の時に、入れますというふうにお答えしたと思うんですけど。

「その他の有害物質の産出・保管・排出に関する対応策」という、6章の4ポツの(6)のところで書くことになると思うんですけど。

魚住委員

ここらへんは、インとアウトのマテバラのほう、平常状態、定常状態を想定しているような感じに思うんですけど。まあ、そこに十分、記載されれば。

上妻委員長

はい、事故等のことも言及をして、この中身がわ...これは、新しく、前回の報告書になかったもので、継ぎ足したものなんですけれども。それは魚住委員がおっしゃったようなことを書くために、作っている個所ですので。ネーミング等が悪かったら、直したいと思いますが。

魚住委員

だから、「その他の有害物質」というの、もうそれに限定されるものじゃなくて。いろいろあると思いますので。土壤汚染なんかも含まれると思いますので。

上妻委員長

ということは。

魚住委員

アスベストとか、PCB、まあ有害物質ではありますけれど。

上妻委員長

「重大な環境事故等」ですかね？

魚住委員

まあ、「環境リスク」の話だと思いたすが。

國部委員

ああ、環境リスクね。

上妻委員長

ああ、環境リスクね、いいかもしれないね。

國部委員

環境リスク、大事ですよええ、本当に。それこそ、意思決定。

上妻委員長

それではですね、ちょっと、それだけ少し範囲が広いので、6つていうのをやめて、一番最後にさせていただいて。「環境リスクについて」という項目を設けて、もう少し幅広いものが書けるような状態にさせていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

魚住委員

はい、お願いいたします。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。はい、では、市村委員、お願いします。

市村委員

感想なんですけど。この44ページのエグゼクティブ・サマリー。先ほど、上妻先生、3～4ページでおっしゃっていたのですが。

上妻委員長

はい。

市村委員

この概要とか、留意点とかだけで3ページあるので、これを書いたら何か3～4ページにならないような気がしたんですけどね。

上妻委員長

それ以上いくと、サマリーにはならなくなっちゃうので。

市村委員

それと、重要性との関係も、いろいろあったりして。どういうふうを書くのかなと。この、「留意点」見ていると、これを書いたら、30ページぐらいになっちゃいそうな気もしたんですが。

上妻委員長

そうですねえ、少し検討させてください。ワーキングに持ち帰って検討したいと思いますので。実は、時間がなくて、ワーキングでこのところは見えていないんです。ご意見いろいろあると思ってですね。エグゼクティブ・サマリーを載せること自体についても、ご意見があると思うんです。

なるべく短いページ数で収まるような形の...わかるような作り方にさせていただきたいと思います。では國部委員、お願いします。

國部委員

42ページの、「経営者の緒言」のところで、「記載が必要な情報・指標」で、「ア．コミットメント」「イ．署名」っていうのは、「イ」があまりにもちょっと、情報内容がないので、何かもっと、ちゃんとしたのを2つ入れてもらえませんかでしょうか。例えば当期の状況に対する経営者の評価とか、何か。署名はなくても経営者の緒言なんですから、必ず入ると思うので。お願いします。

上妻委員長

これ、前のガイドラインのそのままです。

國部委員

そのままですけどね。

上妻委員長

これについては、少し検討させていただきます。

國部委員

前のときに、言えばよかったですよね。

上妻委員長

はい。あの、実務の状況が少しわかるように、無駄なページ数を使わないで済むようにしたいというふうに思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

八木委員

さっきの「環境リスク」のところの関連なのですが。実は第 7 章で全体的に分析しているのですが。できればそちらで使えるような、包括的なものを 6 章にあげていただいて、それを受けて 7 章という形にさせていただけるとありがたいです。

上妻委員長

わかりました。財務情報ワーキングのほうと、うまく連携が取れるような形で構成をしたいと思います。また後で、皆さんとちょっと相談をさせていただきたいと思います。

八木委員

はい。

上妻委員長

他にいかがでしょうか。ご意見が特段ないようであれば、珍しいことに時間通りに終われるという、奇跡的なことになるわけなんですけれども。

上妻委員長

それではですね。長い間、皆さんにご意見をいただきまして、非常に有意義なご意見ばかりでしたので、きちっと直していきたいというふうに思っています。

直した結果につきましては、なるべく早い機会で皆さんのところにお返ししなければいけないと思っていますので、そうさせていただきます。また、目的適合性等のように、もう一度見たいというふうなご意見もありましたので、修正したものをお返しして、またその都度ご意見をいただいて、最終的な成案として出していきたいというふうに考えています。

それでは事務局のほうから連絡等ありましたら、よろしく願いいたします。

3 . 今後の予定

事務局・熊久保

上妻委員長、ありがとうございました。それでは最後に、連絡事項として、次回のご案内をさせていただきます。11 月初旬にメールにてご連絡をしていますけれども、来年 1 月の 26 日、15 時から 18 時という予定で、このそばのビルになりますが、ここではなく、全日通霞が関ビルというところで、開催をさせていただきたいと思います。

また場所等については、リマインドということで、メールにてご連絡を差し上げたいと

思っています。

それに先立ちまして、実は1月の下旬、1月の17、18というあたりを今、候補にしていますが、環境報告ワーキング、環境財務ワーキングの第4回を開催する予定です。

その後、第3回の検討委員会を終わりましたら、パブリックコメントという形で進めさせていただきたいと思っています。

以上で、事務局のほうのご連絡を終わります。

4．閉会

上妻委員長

ありがとうございます。それではこれで閉会にしたいと思います。長時間にわたりまして、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。また第3回もありますので、その際にもよろしくお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

一同

お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上